

# 議会運営委員会

平成26年2月21日午前9時から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小野 隆雄	○木澤 正男	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	嶋田 善行
坂口 徹		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 乾 善亮

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏      同 係 長 大塚 美季

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、坂口委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。会議録署名委員に、嶋田委員、坂口委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジュメのとおりです。レジュメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、協議事項の（1）平成26年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、①の会期日程につきましては、前回の議会運営委員会で、お手元の日程表のとおり日程案の確認をしておりますが、3月3日、月曜日から3月25日、火曜日までの会期23日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成26年第1回斑鳩町議会定例会は、3月3日、月曜日から3月25日、火曜日までの会期23日間ということで決定いたしました。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

付議予定議案の概要説明につきましては、先日の議員懇談会で概要説明を受けておりますので、改めての説明はお聞きいたしません。初日に提出できない恐れのある議案があるということで、議事日程にかかわることですので、その件について、再度、総務常部長から説明をお願いいたします。 乾総務部長。

総務部長

平成26年第1回の定例会の議案の関係でございます。（3）番目の

斑鳩町非常勤消防団員に係ります退職報奨金の支給に関する一部改正の条例でございます。これにつきましては、懇談会の中で説明もさせていただいたんですけれども、国の法律の施行令の関係が今月中に改正される予定ということで進めておりますけれども、場合によっては3月に、公布が3月にずれ込むという可能性もございますので、そうした場合には、その公布の時期によりまして、2月28日が議会の召集告示ということでございますので、公布が間に合わなければ、3月にずれ込むということでありましたら、初日に上程できませんので、その公布の時期によりまして、一般質問の後で、あるいは最終日に追加で上程をさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくご配慮いただきたいと思っております。

委員長 ただいまの説明で、何か質疑、ご意見等がございましたらお受けいたします。 伴委員。

伴委員 今回の総務部長のお話でしたら、3月中には公布ていうような感じ、それは、3月中にはもう公布は間違いはないんですか。

総務部長 3月には必ず公布されるという予定でございます。これはもう閣議決定されておりますので、事務の手続き上、公布が若干遅れる可能性があるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等がなければ、付議予定議案等の取扱いについてを議題とし、順に確認をしていきます。

議事日程と委員会付託表を合わせてご覧いただきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委

員長から報告を受けることといたします。

次に、日程6、報告第1号 監査結果報告についてですが、佐伯代表監査委員に出席を願いまして、定期監査の結果報告と財政援助団体の監査結果報告をしていただくことにしたいと思います。なお、佐伯代表監査委員には、報告後、退席をしていただくことといたしております。

次に、町長から平成26年度の施政方針の説明を受けることにいたします。

この件につきまして、委員皆さんにご相談をさせていただきたいと思いますが、これまで3月議会では、議案の上程に先立って、町長から施政方針の説明を受けておりますが、議事日程には記載をしておりませんでした。

ここで、施政方針を議事日程としてきちっと記載しておくほうがよいのかどうか、皆さんのご意見をお伺いいたしたいと思います。

嶋田委員

嶋田委員 今まではなぜ記載されていなかったのでしょうか。僕かて議長ちょっとやらさせていただいて、不思議だなとは思っておったんですけれども。そこら辺はどうなっているんですか。

委員長 私もずっと調べてみたんですが、ないんです。それでまあ局長にも相談したんですが、局長のほうからちょっと説明していただけませんか。

藤原議会事務局長。

議会事務局 今、先ほど、理由につきましては委員長が申しあげられたとおり、判明はいたしておりません。ただ一つ、議事日程の作り方としましてはですね、全国町村議会議長会の町村議会の運営に関する基準というモデルがございます。その中で議事日程の作成及び配布というところの中で、議事日程に記載する事件を列記をされております。その中にはですね、そういった施政方針ということについては明記をされておらない。そのようなことからこれまで議事日程としての取扱いをされてこなかったのかなというふうには思うんですけれども、議事日程というのはご承知の

とおりに議長が議事を進行するにあたってそれを整理していただくと、その順序を明記したものでございますので、必ずしもですね、挙げていただくことは事件、事件といいますのは議案もございまして、例えば議長の諸般の報告、斑鳩町やっておりますけれども例えば町長が行う行政報告、こういったものも議事日程の例には挙げていっておられるということから、挙げていただくほうが事務局としては明確になっていいのではないかなというふうに考えているところでございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 議事日程に挙げて差し障りがなければ、僕は挙げていただいたほうがいいのではないかなと、このように思います。

委員長 どうですか、ほかの委員さん。 伴委員。

伴委員 参考までに、この近隣の町村ちゅうか町なんかではそのあたり、町議会でどういうふうな扱いされているかというのは、どんなものでしょうかね。わかるのであれば。

議会事務局長 申しわけございません。ちょっと他町村の状況までは確認はいたしておりませんで、申しわけございません。ただ、インターネットで見るところでは、ほかの、他市町村では挙げられておるところはございます。

委員長 斑鳩町の場合ね、これは、施政方針というのは先例と実務というところで載ってあるんですが、施政方針は印刷物にして配布すると。まあそこまで丁寧に施政方針を出してもらっているという。これはあまり見かけないということも思っているんですが。

先ほどから局長も説明しておりますとおり、やはり載せてあって差し障りがあるんだらね、やはり載せないほうがいいと思いますけど、載せておくほうが記録として、また、議長の進め方についても、日程の中

に載せていくほうがスムーズにいくんじゃないかなと、そのように思いますので。

この実務のほうでは、3月議会、定例会、それから町長選挙、最初に招集される議会においては、提案理由説明の冒頭、施政方針を述べるのが例であると。だから、提案説明の冒頭に印刷物を読み上げてもらうというような形でずっとこれ、きてみたいなんですがね。いろいろな状況からも載せていって差し障りないし、そのほうがはっきりするんじゃないかなと、そのように私も思いますねんけど。また違う意見のある方はお願いいたします。どうですか。

( な し )

委員長

そうしたら、嶋田委員もおっしゃってもうてるように、差し障りのないということでしたら、議長経験者もやはりちょっと不思議やなという感じも受けていたとおっしゃっていますので、このように、この3月議会から取り扱っていきたいと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受けることにしたいと思います。

それでは次の、付託先などについて確認をいたしていきます。

まず、日程7、議案第1号 斑鳩町空き地の適正管理に関する条例については、厚生常任委員会へ付託。

日程8、議案第2号 斑鳩町社会教育委員定数等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。

次に、日程9、議案3号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、先ほどの総務部長の説明にありましたように、国の政令の公布が遅れて、議案を初日に提出できないことも想定されるということです。その場合、改めて議会運営委員会を開いて取扱いを協議していただくのも良いのですが、消防広域化の関係の議案を追加上程したときと同様に、一般質問までに間に合うようであれば、7日の一般質問の終了後に追加日程として上程をする。

また、7日にも間に合わない場合は、あらかじめ18日の総務常任委員会で説明をしてもらって最終日に上程をする方法もとれるかと思えます。

この取扱いについて、何かご意見がありましたらお受けいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 今、委員長おっしゃっていただいたような取扱いで結構かと、私は思っています。

委員長 よろしいですか。

18日より遅れる可能性はどうなんかな。 乾総務部長。

総務部長 恐らく、遅くとも3月の上旬にはというふうに思いますので。それより遅れるということは多分ないと思うんですけども、これは国の関係のことでございますので、わかりませんが、施行が当然26年4月1日ということでございますので、今の、準備の段階では2月中にということを進めておられますので、まあ遅れても3月上旬というふうには思っておりますので。最終、確認、国のほうにも県を通じて確認しているんですけど、はっきりとその辺は国のほうも答えが帰ってきませんねんけれども、一応上旬ということで、遅くともということで、そういうふうに聞いております。

委員長 これは最終日に上程したときも、取扱いのことになってくるんですが、最終日までには国のほうも公布してくるという見込みもあるし、18日までには十分間に合うだろうということですので、本日の議運の中ではそのように確認させていただきたい、このように思います。

それでは、次に、日程10、議案第4号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）については、総務常任委員会に付託。

日程11、議案第5号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、厚生常任委員会に付託。

日程12、議案第6号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計

補正予算（第2号）については、建設水道常任委員会に付託。

日程13、議案第7号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、厚生常任委員会に付託。

日程14、議案第8号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についても、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程15、議案第9号から、日程21、議案第15号までの7議案については、一般会計と各特別会計の当初予算ですので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたします。

なお、この予算審査特別委員会委員につきましては、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところですが、本会議初日に、7議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくことにいたします。

次に、日程22、議案第16号 斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについては、建設水道常任委員会へ付託いたします。

次に、日程23、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、また、一つ飛ばして日程25、同意第1号 副町長の選任について同意を求めることについて、この2議案は人事案件ですので、慣例により初日に諮ることといたします。

次に、日程24、認定第1号 町道認定については、建設水道常任委員会に付託いたします。

3月定例会に提案が予定されている議案のうち、委員会付託となりますものは以上ですが、総括質疑の後、ただいま申しあげましたようにそれぞれの委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、委員会付託表のとおりそれぞれ付託することといたします。



次に、日程26、報告第2号 平成26年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきましては、報告案件でございますので、慣例により初日に報告していただくことといたします。

3月定例会に付議予定の議案につきましては以上ですが、ただいま確認いたしましたとおり付議議案の取扱いをしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、ただいま確認いたしましたとおり付議議案の取扱いをしていただきますようお願いをいたします。

続きまして、(2)陳情書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに6件の陳情書・要望書の提出を受けております。この取扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、これまでに提出を受けました6件の陳情書・要望書につきまして、提出を受けた経緯など、ご報告をさせていただきます。

まず、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書ですが、去る2月3日に日本青年団協議会から郵送で送られてきたものでございます。

要望の内容は、下記にございますように、町の総合計画に勤労青年の存在を明確に位置付けをし、勤労青年教育の振興策を策定すること。また、この振興策の策定に当たっては地域青年団や勤労青年の声を反映させること。また、社会教育主事の配置、社会教育施設体制の充実と財政支援について要望をされているものでございます。

次に、安全・安心の保育運営を求める陳情書でございます。これにつきましては、斑鳩町法隆寺南3丁目の青野美保さんが議会事務局にお越しになり、2月10日に提出をされたものでございます。なお、本陳情

書を提出の際に、この資料の裏面に署名簿の様式のコピーをつけておりますけれども、ここに443枚、1,819人分の署名を合わせて提出をいただいております。

陳情の内容でございますけれども、下記にございますように、町内に保育所をもう一つふやすこと、1歳児の保育士配置割合を1歳児5人に対し保育士1人に戻すことを要望されているものでございます。

なお、同じ内容の陳情書を、同日、町長にも提出をされております。

次に、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書でございます。治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟奈良県本部、代表者田辺実さんから郵送で送られてまいりまして、2月12日に受付をしたものでございます。

この陳情書の主旨は、政府に対して治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書を提出するよう要望をされているものでございます。

なお、この議運では、資料としてはお出しはしておりませんが、いただきましたものの中にはですね、この治安維持法に関する資料、そして地方議会での採択状況や意見書事例などをまとめた陳情関連資料集、また、奈良県の治安維持法犠牲者名簿をここに添付して提出をされておりますので申し添えさせていただきます。

次に、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書でございます。この陳情書は、斑鳩町阿波1丁目の斑鳩町聴覚障害者協会会長の小山純司さんが2月13日に事務局にお越しになり、提出をされたものでございます。

その内容は、陳情書上段の要旨にございますように、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定、これを求める意見書を政府に提出することを陳情されているものでございます。

次に、重要5品目の聖域すら守れないTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書提出に関するお願いでございます。

これにつきましては、農民運動奈良県連合会会長の森本吉秀さんから郵送で送られてまいりまして、2月14日に受付をしたものでございます。内容につきましては、政府に対して、TPP交渉参加から撤退することを求める意見書の提出を要望されているものであります。

最後に、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める要望書でございます。去る2月の17日に、新日本婦人の会斑鳩支部の代表者、天川佐江子さんが議会事務局にお越しになり提出をされたものでございます。

内容につきましては、要望書の一番下に記載をされておりますように、4月からの消費税増税の中止を求める意見書を政府に送付することを要望されているものでございます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま局長から説明がありましたが、これらの陳情書等の取扱いについて、提出を受けました順の一つずつ委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

まず、初めに、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

これはもう以前には出てきてなかったんですかね。今回、僕の感じでは今回初めてだと思うんですけれども。

委員長

藤原議会事務局長。

議会事務

私の記憶する限りでは、今回初めてでございます。

局長

嶋田委員

今、読まさせていただいて、あまりにも大きすぎるいうんですか、的が絞れないという感じしますんで、これはもう議員さんに配布していただいて、各議員さんがまず調査研究していただけたらいいのではないかなと思います。

委員長 今、配布しておくというご意見が出ましたけど、ほかの委員さんでは  
かの意見の方、おられませんか。 伴委員。

伴委員 私もこれ読ませていただいて、同じような思いをちょっと持っており  
ました。私も、配布でいいんじゃないかなと思います。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ただいま議題となっております要望書については、各議員に  
配布にとどめるということで確認しておきます。

次に、安全・安心の保育運営を求める陳情書について、皆様のご意  
見をお受けいたします。 小林委員。

小林委員 先日の厚生常任委員会のほうでもですね、保護者の送迎に関してとい  
うか、いろいろなあわの、これはたつたのほうですけれども、保護者の  
関係のほうでも安心・安全に保育所にかかわることのできるようにとい  
うふうな話も出ていましたのでね、もう1回これ、担当の常任委員会の  
ほうで議論していただいて、厚生常任委員会のほうで議論していただく  
という方向でいいのかなというふうに思います。付託で。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 私も、小林委員と同じように厚生常任委員会に付託して議論してい  
ただければなというふうに思います。

委員長 ほかの委員さん、何かご意見ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 付託で結構です。

委員長 付託先としては、やはり厚生でよろしいですか。

嶋田委員 はい。

委員長 それでは、ただいま議題となっています陳情書については、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をいたします。

次に、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書について、皆さんのご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これも私はもう、配布でいいのではないかな、あまりにも大きすぎるのではないかなと、このように思います。

委員長 ほかに。 木澤委員。

木澤委員 後ろのほう見ますと、大和郡山市議会、平群町議会等々、採択をされているような状況もありまして、初めてこういうふうに出てきたものだというふうに思うんですが、私は一度委員会に付託をして議論をしてみるのもいいかなというふうに思います。付託先ということになりますと、総務委員会が妥当なのかなというふうに思います。

委員長 ほかに。 伴委員。

伴委員 私は、この内容読ませていただいて、これはやっぱりちょっと議員それぞれが勉強していかなあかんことやという意味で、私は配布でいいんじゃないかなと、こう思います。

委員長 ほかの委員さん、どうですか。 坂口委員。

坂口委員 私も、嶋田委員と伴委員さんのおっしゃるように、もうちょっと勉強

してもというふうに思いますので、配布でいいのではないかと思います。

委員長 総務委員長の木澤副委員長が、総務委員会に付託したらどうだということもおっしゃってますけれど、ほかの人2人の方、どうですか。

小林委員。

小林委員 私は、治安維持法とかこれ、すごいいろいろ研究していかないといけない、そう簡単に斑鳩町議会として結論が出る問題ではないのかなというふうに思っておりますのでね、配布でとどめておくので結構か、程度で、がいいのかなというふうに思います。

委員長 多数というのではいかんと思いますねんけど、4人の委員さんがまだもうちょっと研究してから委員会に付託ということも考えられるということで、今回は付託せずに配布にとどめたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただいま議題となっております陳情書については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、皆様のご意見をお受けいたします。 小林委員。

小林委員 昨年12月になんか全国的にこの問題が取り上げられまして、県のほうでも条例ができたり、市町村の規模でも条例ができたりといろいろ勉強されている議会も多いみたいですので、ぜひ今回斑鳩町議会のほうでも、厚生常任委員会のほうに付託していただいて、また少し勉強させていただきたいと思いますので、厚生常任委員会に付託ということでお願いしたいと思います。

委員長 ほか、ありませんか。 伴委員。

伴委員　これは私も付託していったらいいと思います。厚生常任委員会に付託したらいいと思います。

委員長　ほか、ございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　それでは、ただいま議題となっております陳情書については、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するという確認をさせていただきます。なお、先ほどと同様、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をいたします。

次に、重要5品目の聖域すら守れないT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書提出に関するお願いについて、皆様のご意見をお伺いいたします。　嶋田委員。

嶋田委員　これは当議会も過去にT P P反対の意見書を出しておりますので、もうこれは配布で結構かと思います。

委員長　小林委員。

小林委員　先日、J Aの総会のほうでもですね、自民党の幹事長のほうが重要5品目については守っていくというような趣旨の発言もされております中ですね、この現時点でまた重要5品目の聖域すら守れないT P Pというような意見書を提出することについてはですね、控えたほうがいいかなと思いますので、配布でとどめておくほうがいいのかなというふうに思います。

委員長　ほかに。　伴委員。

伴委員　私もこれは配布にとどめたら。以前同じようなテーマでやっておりま

すので、そのように思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 情勢的に見ますと、もともと政府のほうで、この5品目については必ず守ると言うふうに言うておきながら、今、交渉のテーブルに乗せようとしてきている状況をやっぱり心配されてのことだと言うふうに思うんです。以前に参加しないことということで、斑鳩町議会としても意見書は決議をしています。私としては、更に交渉に入った段階でそこから撤退せよということで、もう一度声をあげるべきかなというふうに思いますので、私の意見としては、出されているのは農民運動の連合会ということなんで、建設水道常任委員会に付託して審議をするべきかなというふうには思います。

委員長 ほかの委員さんで何かご意見ありませんか。  
宮崎委員、どうですか。

宮崎委員 私もね、以前、斑鳩町反対ということを出していますのでね、それをもう1回また議論しても、また反対って出すだけだと思うんですけど。以前出しても、まあ言うたら悪いですけど全然通っていないよう感じもしますし、反対してもまた同じ意見書に近くなってくると思うんですけどね、5品目の項目入れるぐらいかなと思うんですけど。私も配布でいいんじゃないかなと思います。

委員長 坂口委員、どうですか。前回の意見書の議会のときには、私も含めていてなかったので、ちょっと意見聞かせてください。

坂口委員 皆さんの意見のあれも出ていますし、僕も配布でいいと思います。

委員長 それでは、ただいま議題となっています陳情書については、各議員に配布にとどめるということで確認をいたしておきます。



次に、国に対して消費税増税中止を求める意見書の提出を求める要望書について、皆さんのご意見をお受けいたします。

何かございませんか。 伴委員。

伴委員      もうこの4月から消費税が上がるという、もうこういう状況の中を見れば、もう私はこれは配布でいいんじゃないかと、こういうふうに思います。

委員長      嶋田委員。

嶋田委員    同じく配布にとどめておくべきだと思います。

委員長      木澤委員。

木澤委員    多数の委員さんが配布ということでしたら、そういう結論になるのかなと思うんですけども、これやっぱり8%に引き上げられると、斑鳩町の住民の皆さんにとっても、ものすごいやっぱり生活にとって大きな負担になるということで、私は、増税を中止させるという立場でもありますがけども、その声をやっぱりきちっと国に届けていくということは必要かなと思いますので、私は、これまあ、消費税のことですので、まあ付託先も難しいんですけども、経済の関係でいって建設水道常任委員会かなと。付託をするのであれば建設水道常任委員会ということで、付託という方向でお願いしたいと思うんですよ。

委員長      ほかにご意見。 宮崎委員。

宮崎委員    私もこれ読ませてもうててね、8%のこの、あれですよ、中止ですよ。こんなやつたらなんで10%のやつ出してきやへんのかなと思うんですけどね。もう8%は決まってもう4月からやりよるから、逆に混乱するん違うかなと思うんですけどね、そういう意見書出しても。決まってるからね、皆もう8%に向けて向かっとるから、企業とか皆その

辺皆8%で走っていますんで。それやったら、その後の10%の意見書出てきたら、まだね、中止求めるっていうのは、僕らでも理解できるんですけど。もう今更これ出されてもと、個人的な意見なんですけど。だから僕は配布でいいんじゃないかなと思いますけど。

委員長            どうですか。   小林委員。

小林委員        私も伴委員の意見と同じで、これ採択するのが3月、それで4月1日からの実施を中止というタイミングもありますので、それでしたらもう、議員に配布にとどめておくということでもいいかと思います。

委員長            それでは、ただいま議題となっております要望書については、各議員に配布にとどめるということで確認をいたしておきます。

                  陳情書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

                  総務部長のほうから、何かほかに報告しておくことはありませんか。

                  乾総務部長。

総務部長        特にございませので。

委員長            それでは、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでした。

                  暫時休憩いたします。

                  ( 午前9時40分 休憩 )

                  ( 午前9時42分 再開 )

委員長            それでは、再開いたします。

                  次に、あるべき議会像を求めて一議員の資質向上についてを議題といたします。

                  各種団体との意見交換会につきましては、副委員長と相談の上、要綱案を取りまとめ、委員皆さんに事前に配布をさせていただきました。目

を通してきていただいておりますが、本日は、この要綱案についてご意見をいただき、まとめていきたいと思っております。

まず初めに、副委員長のほうから概略説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 木澤副委員長。

副委員長 それでは、お配りしております斑鳩町議会住民懇談会実施要綱案ということで、私と委員長とで相談をして、一応こういう形でまとめさせていただいたということで、それに沿って簡単に説明をさせていただきます。

いろいろなところの町議会の実施されている要綱を見て、そこから抜粋をしたというような形で作ったんですけども。まず、第1条のほうで言いますと、この趣旨ですね。よその議会ですとほとんど全部議会基本条例を持っていて、その条例を根拠にそれに基づいて、まあ住民懇談会と言うてみたり、あと一般会議とか言うてみたり、まあいろいろ言い方はあるんですけども、こうした住民との対話を実施するというような形になっていました。斑鳩町議会ではこれまで、条例の制定をせずに斑鳩町モデルとしてやっていこうというご意見でしたので、一応議員の申し合わせによりということを根拠に、ここに文言としては入れさせてもらっています。

それから、開催時期のほうですけども、時期等ですね。どういった方が対象になるのかとか、いつやるのかとか、まあその辺のところ、この第2条で書かせてもらっているんですけども、一応、名称としては住民懇談会という形で、概ね何名以上というのは空欄にしていまして、ここは皆様のご意見をいただいて、何名以上の方を対象に懇談を行っていくのかということは後でまたご意見いただければと思います。一応、様式を作ってですね、書面で提出をしてもらおうと。その中には、住民の皆さんから出していただく分と、あと議員のほうからも提出ができるという形をとっています。それと、原則として定例会の閉会中に行いますというふうにさせてもらっています。

その次に、テーマのほうですけども、ここに書かせていただいているとおりで、町政に関する事、町議会に関する事、その他重要と思われる事項ですね。これもよその議会でこうふうにしてはったんで、それ

をいただきました。

その次に、議員懇談会の出席議員として、原則として議長、副議長及び議会運営委員会または所管の常任委員会委員というふうに定めています。出されたテーマによって、主には委員会で対応していただくという形にまとめさせていただいています。

次に、第5条、開催準備のほうですけれども、こういうふうに項目としてあげたほうが整理しやすいかなというふうに思いましたので、日時、そして場所をどうするのか、司会者、記録者を含む役割分担と開催告知方法、配布資料、その他開催に当たって必要な事項ですね、これらについては提出していただいた、例えば団体であれば団体の方と協議をして、どういうふうに準備をするのかということをご項目であげさせていただきます。

それから、開催次第ですね。漠然とどういう形になるのか、よくイメージがつかないとやりにくかなというふうに思いましたので、大体の流れですね。よそでも概ね2時間程度として、こういう順番に基づいて懇談会を行うというふうにかかれていたものがありまして、時間は明記していないですけれども、手順としてはこういう形で進めていくのがやりやすいのかなということで出しています。

次に、第7条の記録ですけれども、記録については先ほど第5条のところ記録者を含む役割分担を決めるというふうに出していますけれども、その記録者の方が要点を記録して、なおかつ録音もさせてもらおうと。記録については、議会事務局のほうにも入っていただけて協力をしていただくということをお願いをしています。

次に、報告書の作成ですね。これについても他の議会でこういう形でされていまして、これも様式を作りまして、一番最後のところですね。こうした、よそを見ますと会議録を全部ホームページ等で公開しているところもあったんですけども、発言したことを全部載せてしまうと逆にわかりにくかったりしますので、だから要点をまとめて報告をします。しかも、報告の様式も一定同じ様式で通したほうがいいのかということで、これについても他の議会の分を参考にさせてもらって作らせてもらいました。

結果の公表というのを最後につけていまして、この報告書ですね。町のホームページに掲載するのと、また、議会だよりでの公表についても、この要綱等を作成する中で検討していただきたいと思いますなど。

これまあ、委員長と協力して案としてまとめたものでして、これについて皆さんからご意見をお寄せいただいて、出していただいて完成をさせていきたいなというふうに思っています。

あと、これ、要綱案として提案させてもらっているんですけども、最初に申しあげましたように、条例を根拠としないものということで、要綱という形にするのか、それとも実施要領という、手順を定めたものですよという位置付けにするのか、その辺についてもご意見いただければなというふうに思っています。

ちょっと十分ではない説明ではあるかと思うんですけども、一応簡単に私のほうから説明とさせていただきます。

委員長

ありがとうございます。

ただいま副委員長から概略説明がございましたが、これらのことについてまとめていきたいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思えます。

そうしたら、最初のほうからちょっと詰めていかせてもらいたいなと思いますねんけど、副委員長から説明ありましたとおり、要綱を作成する上での条例、根拠条例というものが、斑鳩町にまだ市民基本条例とか議会基本条例とかそういうのが制定されておられませんので、この「議会の申し合わせにより」という文言を使っております。そのことによって、要綱としてはちょっとなっていないのではないかなというのがある、副委員長も話しておりましたが、今まで議運の中で要綱の作成ということでいろいろ議論してきましたので、そのこととの兼ね合いで、現時点ではやはり実施することを目指しておりましたので、とりあえず要領という名前で、議会の申し合わせによりという形で出発していければなという考え方も持っておりますので、その点もご意見を聞かせていただきたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 私は実施要領で結構かと思います。そしてその「議会の申し合わせにより」という文言に関してもね、これを作っていること自体、もう申し合わせなんで、特段必要ではないのではないかなと。なんかおかしい気がしますね。これ作っているのに議会の申し合わせによりいうのはね。

だから、第1条では、せやから「斑鳩町議会は」で、各種団体、まあこの各種団体というのちょっと文言が、後でまた発言しようかなとは思っているんですけども、各種団体等の懇談会、いう形のほうがすっきりするのではないかと、このように思いますけれども。

委員長 これも別に書かなくてもわかりきったことやと、すっきりするという  
ことで、そのようなご意見だと思います。

ほかになにかございませんか。 伴委員。

伴委員 私も今の嶋田委員の意見と同じで、「議会の申し合わせにより」というのはもういらなくて、そして要領で、いうほうが非常にすっきりする  
といいですか、すっと入るような感じ。今の、基本条例といいですか、  
そういうのがない段階ですので、そのほうがいいと思います。

委員長 これはないのがすっきりするという意見が多いようですが。  
木澤委員。

木澤委員 他の議会のほう見せていただくと、根拠がどこにあるのかっていうの  
を明記されていたもので、斑鳩町としての根拠はこれかなということで  
書かせていただきましたけども、本来的には趣旨、どういうことを目的  
にやるんですよということがわかればいいと思いますので、これは別に  
文言的にはなくても問題ないかなと思います。

委員長 そうしたら、「議会の申し合わせにより」というのを削除いたします。  
それと、これはあくまでも実施要領案ということで進めていきたいと思  
います。

この後で出てくる要綱というのは全て要領という形で読み替えていた

だきたいと思いますけど、よろしくをお願いします。

それで、各種団体という言葉のことで、何かご意見がありましたらどうぞ。 嶋田委員。

嶋田委員 さっき言い忘れてんけれども、委員長、副委員長には立派な案を作ってくださいまして、ありがとうございました。

それで、その各種団体というのがね、ちょっと下のほうにも、第2条の1行目、「町内の各種団体」という文言があるんですけども、これは、付属資料の2ページのね、川崎町議会住民団体懇談会実施要綱のところで、第2条、「川崎町民で組織する公共性を有すると認められる団体」と、こういうふうなことのほうがわかりやすいのではないかなと思うんですけども。これ基本的に公共を有するものと、僕はそこにちょっと重きを置いているんですけども。

委員長 木澤委員。

木澤委員 どういう方からの申し入れを受けていくのかというところをね、それぞれご意見いただければなど。なるべく住民の皆さんに関心を持っていただくということもあわせて、広めていくっていうんですかね、こちらのほうからも啓発をしていくということだと、何人以上にするっていうこともあるんですけども、町民グループの方を含めていくと、その公共性を有するっていうところがじゃあどうなるのかなというふうには思っています。だからまあ、公共性を有するっていう言葉の解釈をどうとらえるかというところもちょっと、できればここで論議をして、認識は等しくしておきたいなというふうに思うんですけど。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 それはそのとき出てきた団体、具体的な団体があって初めて論議できることで、今、そうしたらどういう団体がええねん、どういう団体があかんねんと、そういうことは議論ちょっとしにくいのではないかなと思

うんですけれどもね。

せやから基本的に最小限公共性を有する団体と、認められる団体と、僕はそれでいいのではないかなと思いますねんけどね。

委員長 木澤委員。

木澤委員 広くとらえてということで、最低限公共性を有するというこの意味で、これまあ、以前に議論したときには、最初に声かけるのは、例えば町から補助を受けている団体から始めていこうかというような議論もありましたので、ゆくゆく想定するのがどこまでいくのかというところもちょっとありましたので、なるべく制限をしない形で書かせていただこうと思って書きましたけども、その公共性をじゃあ有しない団体はどういう団体なんかということになると、その定義も難しいなと思って入れなかったんです。

ただまあ、入っていて別に差し障りがないというか、それぐらいのことやっぱり最低限うたっておいたほうがいいよということであれば別に、入れることに関して私は別に抵抗があるわけではないです。

委員長 そうですね、やはり何かワンクッション置いた団体という形でのほうが、むやみやたらに誰かグループで来られてもいろいろなこと困ると思いますのでね、それに対応するというのは。

公共性を有するという言葉のいろいろな決め方もあると思いますが、その団体によって公共性を有している、例えば複数で皆公共的なことを何か実施しているのではなくて、皆集まっているいろいろなことを議論しておられるグループやと確認できたら、それはもうそれでオーケーではないのかなと。

補助金を交付しているというグループとかいうことも確かに意見もありましたけど。それにすれば補助金を受領してないところはこういう住民懇談会に参加できないのかということにもなってくると思うので、各種団体という、団体であればいいということでも、これはあまりにもまた大雑把過ぎるのかなと思いますので、このままここへ同じように



文言を入れていくということもどうなんですかね。例えば、川崎町議会のをこのまま入れるとすれば、「斑鳩町議会では、斑鳩町民で組織する公共性を有すると認められる団体」と、この趣旨のところであっています。それが、それとも、懇談会を実施するというので、どういう団体だということでもた1条ふやすかということも考えられますが、どちらのほうが。どのように考えられますか。この各種というところを、この斑鳩町民で組織する公共性を有すると認められる団体という具合に。

嶋田委員。

嶋田委員 やっぱり第1条で各種団体のところで決めておいて、それで括弧書きで各種団体という文言を入れたらどうかなと思うんですけども。第1条のところでもう各種団体を定義するというんですか、「斑鳩町民で組織する公共性を有すると認められる団体」、それで括弧書き各種団体と。それでどうかなと。そしたら後、文言変える必要もないだろうし。

委員長 下のほうで各種団体って出てくるのかな。申し込み団体。 木澤委員。

木澤委員 第2条のところ、「各種団体」と「おおむね何名以上の町民グループ」ということをまとめて「以下「町民等」という」ということで、文言ではそう整理させてもらっていますので。だから、先ほどのあれですね、斑鳩町民で組織する公共性を有すると認められる団体と、それでおおむね何名以上の町民グループというのをまとめて町民等というふうにして整理するのか。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 せやから、その第2条の「おおむね何名以上の町民グループ」というのは、僕はこれは削除、上が入るんやったら削除するべきだとは思っています。もう団体というのはある程度定義されていますから。

委員長 木澤委員。

木澤委員 基本的に考え方としてはそれでいいと思うんですけど、1名で申し込まれてきたときをどうするのかなっていうのもちょっとあったので、それで「おおむね何名以上」っていうのを入れておいたほうがいいのかなっていうふうに思ったんです。だから、1名でもその団体であれば受けますよというふうにしていくのかどうかもちょっとあわせてご意見いただければなと。

委員長 その点はね、今、公共性という言葉がこのグループに入れてあるというところで、1名は公共ということには、私は合致しないと思うんですが、皆さんの意見も聞きたいと思います。1名、そうしたら何名から公共性があると言われてもちょっと困るんですが。

ここに、川崎町議会が、「公共性を有する」という言葉もあるから、「何名以上の町民グループ」というのは削除しても問題ないのかなという感じでしています。

こんなことで、何かご意見、このことについてのご意見。1名で申し込まれた場合、どういう対応ができるのかなというのものもあるんですけど。

嶋田委員。

嶋田委員 基本的に想定しにくことなんでね、それはもうそのとき、1名で出してこられたときに議論したらええのではないかなと。今もうちょっと想定しにくいですやろ。

委員長 伴委員。

伴委員 私、これ思いますねんけどね、何名以上っていう、その人数がものすごい出しにくいと思いますねん。だから正直言って、ここで来はった、申し込みがあった全部受けるんじゃないかと、そこでまた決定をしていくわけですよって、ちょっとこれ、人数入れにくい関係上、もうこれ難しい、この文言は難しいかなと、この町民グループという文言は難しいかなと、今はちょっと思っています。

委員長 木澤委員。

木澤委員 申し込みを受けた段階でどうするかという対応を考えるということであれば、それでもいいと思うんです。1名以上っていうのもね、平群の議会さんがしはるときにあったんです、1回、1名でっていうのが。それで、そう考えるとやっぱりそれあるんかなということ。ただまあ、きちっと申し込まれたらね、やっぱり受けていかざるを得ないなというのもあって出させてもらいましたけど、あえてここでうたわずに、申し込みを受けた段階で審査をするということでも別に問題はないと思いますので。

委員長 伴委員。

伴委員 僕、逆に、人数が多すぎるというようなことで、大勢でやりたいということもやっぱり僕はここで決定していくちゅうのは、今後ね、まあ言うたら申し込まれたところで決定していくってというようなことを考えていくとやっぱり、数字を入れる難しさというのはあるような感じがします。

委員長 平群町がどのようになってあったのかちょっとわかりにくですが、川崎町の文言、これを入れるとしたらね、公共性を有するということと、それから団体という言葉で、1名が団体かなという。それも1名以上だから1名という具合に来たのかもわかりませんしね。今、伴委員がおっしゃるように、あまり人数は入れてあったら難しい問題も出てくるかな。それで、多いときも想定されるということも当然ありますのでね。それはいろいろなキャパの問題とかテーマの問題によってあると思いますので、それはその都度。これはまあ、「議会運営委員会に諮って開催を決定する」というようになっていきますのでね、議会運営委員会としては、提出された段階でいろいろまた、このことのみ議会運営委員会を開かなければいけないんかなと。その時点ではもう議会運営委員会からプロ

ジェクトチームというものをこしらえて、議会運営委員会を1回ずつ開くんじゃなくてもうそこへ移行させていったらいいのかなとも思っていますので。

今、最初の要領としては、一応「諮って開催を決定する」という、そういうものを入れておりますけどね。今、いろいろ意見いただいて、2人でいろいろちょっと、もうちょっと後の何名以上という町民グループ、できるだけ広くという意味もあったし、1名で申し込まれたときはどうするということも議論していましたのでね。まあ、この1条をそのようにきちっと明確に記載していくことによって、私らが想定していた心配事は多分ないように思いますので、この「おおむね何名以上の町民グループ」という、これは削除していても構わないように思うんですが、どうですか。 木澤委員。

木澤委員 今、それぞれいただいたご意見をまとめると、削除して、最初に言っていました「斑鳩町民で組織する公共性を有すると認められる団体」ということで整理をしていっても別に問題は。

委員長 それで、括弧書きで、後のときに各種団体というのが出るので、括弧書きの各種団体。1条をそのように加えておくと。  
それで、何かもうちょっと提案していただければよろしいですが。  
嶋田委員。

嶋田委員 これ、第2条の2行目にね、「または議員から」というの、これ、議員から開催を議長に申し入れるわけなんですか。僕はこれがちょっとわからへんのです。もしかね、これがなかったら、「住民懇談会は議会運営委員会に諮って開催を決定する」と、それだけですむ話ではないのかなと。

委員長 これも一応いろいろな想定をしていたんですが、例えば、委員が所属しているいろいろなグループとかも一応出してくれるかというようなこともあるのかなといろいろ考えていまして。そこの団体の責任者からこ

ういう申込書があるからと議員が紹介したらいいだけのことで。

木澤委員。

木澤委員　こちらのほうから団体に逆に申し入れをしていく場合、懇談してもらえませんかという際に議員から提出するケースがあるかなということでの想定で入れたんですけども。

委員長　　嶋田委員。

嶋田委員　おっしゃる意味はわかるんですけど、その場合はね、もう議会からになるでしょ、議員個人やなしに、議会からの申し入れになるのんと違うんですかね。

委員長　　どちらにしても、そういう場合も、その団体の責任者の方にね、先ほど私、申しあげたとおり、こういう申し出をしてくださいと。きっかけは議員、各個人、議員がしたとしても、そちらから出してもらうというのが本筋になってくるんかなと。

まあ、今、嶋田委員がおっしゃる、議会からだったらそうなるんかなということも想定されるんですけど、議会から、こちらから申し入れようとした場合はやっぱり、議長からいろいろなことも諮ってもらわないかんし、仮に議長がいろいろな各種団体のところへ挨拶に行かれたときに、もし議会から言ってくれたら行きますよということにもあったら、それは議長が、そうしたら出してくださいということでもいいんかなと思うんですけど、どうなんですかね。　木澤委員。

木澤委員　第2条の2項のところも目を通していただきたいんですけども、議長に書類として提出をすると。だから、ここが例えば議会というふうな文言になると、これまたちょっと議会が議長に申し込むというような形になって、ちょっとね、何ていうのかな、文言的に整合性がとれないかなと。だから、提出をするのは。

委員長 違う、今、嶋田委員がおっしゃったのはな、そういう場合はやっぱり議会からという言葉になるん違うかなと。それを飛躍させた言い方でやっているだけでね、何も議会から議長に出すのおかしいやんかという、それはもう当然思っていますんで。そういうことやな。 嶋田委員。

嶋田委員 そやから議員という文言はいらないん違うかと。

委員長 この、「または議員から」というのをね。だからもう、町内の各種団体から議長に開催の申し込み、そういうのでいいんじゃないかなと。どうですかね。 木澤委員。

木澤委員 皆さんがそれでよければ結構です。

委員長 そうしたら、「各種団体から議長に開催の申し込みがあった場合において、議会運営委員会に諮って開催を決定する」。

それで、第2条の第2項に関しては、「住民懇談会の開催を希望する町民等」、ここに町民等て入れたるねんな。ここで上で削除していたら各種団体でいいのかな。「及び議員は」というの、これも削除。

嶋田委員。

嶋田委員 この2項ともう第2条のこれを合体させたらどうですなやろ。「住民懇談会は、住民懇談会の開催を希望する」、その上の各種団体ですね、第1条で括弧書きの各種団体、「各種団体は、懇談会申込書を議長に提出する」と。「議会運営委員会に諮って開催を決定する」と。それで事足りるのではないかなと。

委員長 そやね。もうこれが。

ちょっと今、整理してみます。2条の第1項として、「住民懇談会の開催を希望する各種団体は、斑鳩町議会住民懇談会申込書（別紙様式①）を議長に提出し、議会運営委員会に諮って開催を決定する」。そして、3項を2に変えて、「住民懇談会は、原則として町議会定例会閉会中に

開催する」。これ、まあ、閉会中にしておいたほうがいいかなということで、ですよね。このことで。

休憩します。

( 午前10時16分 休憩 )

( 午前10時18分 再開 )

委員長

再開いたします。

10時35分まで休憩いたします。

( 午前10時18分 休憩 )

( 午前10時35分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

ただいままで第1条、第2条についていろいろ意見をいただきまして、その細かな文言についてはまた事務局長とも相談しながら整合性を図っていききたいと、そのように思っておりますが、この1条、2条についてほかにご意見がございましたらお受けいたしたいと思います。

( な し )

委員長

そうしたら、今までの聞かせていただいている中で、文言整理、正副委員長と局長とでさせていただきます。

それでは、1条、2条以外の3条以降でご意見がございましたらお受けいたしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

3条はこのままこれで結構かと思えます。

委員長

ほかに。

そうしたら1条ずつちょっと皆さんに確認していききたいと思えます。

3条については今、委員からこのままでいいんじゃないかなというこ

といただきましたが、それでは、4条についてはどうでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員　この4条が僕ちょっとわからんのですけど。この出席議員というのは別段決めんでもええ、その都度こちらで考えるいうんですか、議論していけばいいんであって、必要に応じて考えていったらどうかなとは思ってますけれども。

委員長　木澤委員。

木澤委員　そういうことで、例えば申し込みがあって、それで議会運営委員会でこのテーマやったらどこの委員会が担当するとかいうことを決めて、それを決めるのをここでうたっているんです。

委員長　その常任委員会をどこに絞るのがいいのかなということもありますので、「議会運営委員会で調整し」ということは、調整という格好でちょっと表しておるんですが、「出席議員を決定する」。ただ単にどこどこでお願いするというんじゃなくて調整していこうということもちょっとうたっておりますので。といいますのは、開催次第のほうで、閉会の挨拶に副委員長という言葉を使っておりますので、できれば担当常任委員会を選んでおいて、そこでまた調整していくとなったら、出席議員を調整してもらえばいいのかなと。弾力性を持たせるという感じで、議員の出席義務ちゅうか、それらを弾力性を持たせているということで、ちょっと解釈していただければありがたいなと、そのように思います。

それでよろしいでしょうか。　伴委員。

伴委員　原則ってまあ、議長、副議長と、こう書いていただけてますけど、これ、議長または副議長というような感じで。これ両方、これ2人がここに入っているような感じになってますねけど、このあたりどんな感じですか。



委員長　　またはってというのは、ちょっと私は。議長が出れなかつたりしたら、副議長いいのかなという感じにもとれるかなと思うから、両方書いておいて、どちらかは出てもらえるんだろうなど、そのように思っておりますがね。どうですかね。

休憩します。

( 午前10時40分 休憩 )

( 午前10時48分 再開 )

委員長　　それでは、再開いたします。

第4条として、「住民懇談会の出席議員は、所管の常任委員会委員及び議会運営委員会とする」ということを第4条としてあげておくということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長　　それでは、第5条、開催準備。このことについてご意見をお伺いしたいと思います。　嶋田委員。

嶋田委員　　開催準備、これはこのままで結構かと、私は思っております。

委員長　　2項のこの「出席議員（担当委員会委員）」と書いてあるんですが、これはこれでも別によろしいですね。

ほかに5条について何かご意見ございませんか。

( な し )

委員長　　それでは、5条についてはこのままということで、次に、第6条、開催次第。「住民懇談会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする」。これは、どのように開催したらいいのか、おおむねの次第というものを提示しておくほうが開催しやすいのかなと、

そういう配慮から提案させていただいております。 嶋田委員。

嶋田委員 僕、これも必要かなという気がしているんです。おおむねという文言が入ったからあれなんですけどね。そうしたら、1に開会挨拶、出席者の紹介、それだけであとの開会挨拶、団体等の代表及び委員長と、そういう文言はいらぬのではないかなという気はしているんです。

委員長 開会挨拶をするのが団体等の代表及び委員長であるという。次第としての開会挨拶があつて、出席者紹介があつて、それからテーマの趣旨説明、テーマに基づく報告、それから意見交換、閉会挨拶という。それを誰がするという事は皆フリーにしておけばいいということですか。

嶋田委員。

嶋田委員 僕は基本的には開催次第は必要ないのではないかなと思うんですけども、もしか入れるとしても、今、委員長がおっしゃったように、誰がするとかもうそういうのは必要ないのではないかなと。ただ流れだけを書いていただいているという感じで、それでいいのではないかなと思いますけども。

委員長 木澤委員。

木澤委員 別になくても問題はないですけど、せやからまあ、僕らの側も、そして申し込まれるような住民さんの側も、あつたほうがわかりやすいかなと思って。

何もなしで、次第はあるんですけどね。役割分担等、事前に話し合ひはしますので、だからこれに基づいて話し合ひをこういう手順を進めていきますというのがあつたほうがわかりやすいかなと思って入れたんです。だから、必ずこのとおりじゃないといけぬということはないですし。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 1回目やったらね、たいがいもうその次第に沿って、大体やって、団体のほうがですよ、やっていかはるのではないかなと思いますのでね。ただ単に式次第というだけでええのではないかな。もっと言えば、そのケースバイケースあるさかいに、わざわざ書き入れんでもええのではないかなと、僕は思いますけども。

委員長 時間的なことで、2時間程度という言葉はどうなんですかね。  
伴委員。

伴委員 私はやっぱり入れておいたほうがいいんじゃないかなと。2時間ぐらい、まあ2時間でしょうね。でないと、やっぱり団体さんが思っはる思いちゅうか時間なんかも、非常に、こっち側が思っているのと。まあそれは打合せはしても、やっぱり入れておいたほうがいいんかなと。

これ、先ほどの式次第のやつでも、よそのやつ、ぱあっとこれ見せてもらったら、誰がするかいうのも書いているやつも、3ページですね、ありますけど、さあっというほうが、もうそのケースバイケースがありますので、そのほうがやりやすいのかなという気はします。

委員長 ちょっと絞って話しますけども、2時間程度というのは入れておくほうがいいだろうし、それから次第もあつたほうがいいという形。全くこのことを何もこの要領の中にうたわなくても、打合せを先方とやる機会を設けていかなければいけないやろうし、そのときにこういう順番でいきましょうとか、それは相手と話し合っ決めておくということも可能かなとは思いますが。要領の中であまりこれをするによって、これに縛られていったら、ちょっとフリートーク的な意見交換会になりにくい場合もあるから、次第だけを流れとしてね。懇談会の流れとして開会挨拶、出席者紹介、これはもう当然、そのときにどういう人が来ておられるかというのもせんあかんし、そのときには人数のこともいろいろ影響してくる。何十人も来られたら1人ずつ自己紹介してもらったら時間なくなってしまうやろし。その中でテーマの趣旨説明ということ

で、これも打合せできるか、どちらがするという事はもう明記しないほうがやりやすいのかなとも思いますけど、どうでしょうかね。

伴委員。

伴委員 私は明記しない、ケースバイケース、やっぱり相手の団体さんがいろいろな形があると思いますので、明記しないほうがやりやすい、運営しやすいんじゃないかと、こう思います。

委員長 ほか、ございませんか。

そうしたらもう、開催次第は誰がするっていうところ、団体等の代表者及び委員長とか、自己紹介とか、それからずっと副委員長までは削除すると、そうしておく。それでまあ、2時間程度というのは残しておく。それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 1つちょっと。テーマに基づく報告というのは、これはどういう意味なんでしょう。これは後であれするものかな。そこら辺ちょっと理解しにくいんで。

委員長 木澤委員。

木澤委員 よそ見せてもらったときに、商工会団体さん、商工会さんとの懇談をしてはるときに、テーマがあって、それで商工会としてはこんな取り組みをしていますよという報告をしてはったんですわ。だから、なんでそのテーマでやろうと思ったのかということと、あわせて、例えば団体さんからの報告をいただいたり、それで議会としてはそのテーマについて何かしていることがあったら、例えば担当、プレミアム商品券、仮の話ですよ、のテーマで懇談を申し入れてもらったとしたら、議会の状況として

はこういう状況ですよというのを報告する。それでその後いろいろなご意見いただくという形になるのかなと。だから、テーマに基づいて各種団体さんのほうと議会のほうと、どんな取り組みをしてはるのかという、報告した後に意見をいただくと、流れ的にはそうなるかなと思ったんですけども。

委員長

講演会、パネラーのいろいろな講演会やっているところの基調講演みたいな感じのものを想定していますのでね。皆、会場におられる方が同じものに、状況に乗ってもらうためのそういう基調、それをテーマの趣旨説明。それから今、副委員長が話したように、それらを会場へ披露してもらって、それに基づいての意見交換、そして集約という形になってくるとお思いますので、趣旨説明とか、基づく報告という、これは1つのものだと思うんですがね。まずそれらがあってということで考えております。 木澤委員。

木澤委員

いきなり趣旨の説明があって、これ例えば申し込まれた団体さんがなんでこのテーマで申し込んだかっていう、それできょう、こういう開催に至りましたという説明があって、いきなりフリートークでテーマに基づいて、例えば議会としてどんな状況ですかという質問を受けて答えるという形もあるんですけども。まず最初にそのテーマに沿って、現状をわかっていただいた後にいろいろ質問をいただくほうが、話と、というか懇談会としてはスムーズに進みやすいかなと思うんですけど。

もう、それぞれ口々にみたいになってしまうとね。

委員長

小林委員。

小林委員

議会の懇談会と議会の報告会とはまた違うのかなと思いますのでね。趣旨説明になってきましたらやっぱり各種団体の代表の方がある程度の趣旨説明をしていただいて、それに基づいて意見交換会になるのかな、やっていきますので。要するに、そう言われるとテーマの(3)、(4)のテーマの趣旨説明とかテーマに基づく報告とかは別に書かなくてもいい

いのかなっていうふうに思います、そっちのほうが。

委員長 木澤委員。

木澤委員 例えばテーマに基づく報告がなければ別に報告なしでいけばいいんですけども、こうして入れておくと最初に報告できるかなと。まあ、なしにしたほうがいいよということだったら別に、とることに抵抗があるわけじゃないんです。

委員長 ということは、出席者紹介して、すぐに意見交換する、テーマの趣旨説明は残しておく。今、小林委員は、これとは別にということで。

小林委員。

小林委員 丁寧に書くほうがいいのかもしれませんが、その懇談会っていう、ちょっと柔らかい感じでいたいなというように思っていますので、そうなったら開会の挨拶のときに団体側も、委員長側というか、団体側のほうが趣旨説明されるのなら簡単に。だからもう、書くことは丁寧なほうがいいのかなと思いますけれども、より臨機応変にその場でできるように、抜いたらいいのかなというふうに思いますけど。

委員長 今、小林委員が、わざわざここへ趣旨説明とか、基づく報告というのは、これはもう最初の開会の挨拶で団体等の代表者及び委員長ということで挨拶をする中で、その間に打合せもしていますので、その日のテーマとか趣旨、それらをお互いに述べてもらっておいて、それで事足りるのではないのかなという。また説明をしてもらってというのもどうかなということなんです。

どうですかね、それらで。そうしたら別段もう、これらを開会の挨拶の中にそれを入れるということであれば、次第もそのようになっていくのかなと思ったりするんですが。どうですか。 坂口委員。

坂口委員 これの、開会の挨拶というのはあくまでも挨拶だけになってしまうと

思うんです。ですから、その次に出席者紹介をして、それでその次にこの趣旨説明があればもうそれで事足りるんじゃないかと思うんです。趣旨説明があつて、もう即、意見交換会に入つて。それで、趣旨説明で足らなければその場でまた報告なり補足でされてもいいし、この(3)と(4)をもう1つに考えてしまったほうがいいのではないかと思うんです。あくまでも開会の挨拶というのはもう本当の、これからこういったあれで始めますというようなことで、後はやっぱり説明は説明でちゃんとしてもらわないといけないと思いますし。だから趣旨説明だけでいいのではないかと思うんですけれど。

委員長

伴委員。

伴委員

私思いますのはね、やっぱり内容によればこれ報告、また場合にはスライドとか、そういうような形で報告を受けるとなかなか意見交換できへんようなテーマもあると思うんですね。だけど、まあ言うたら逆にこれを入れておくことによって、うちはそんな報告までいうたらなかなかでけへんわという団体さんもあると。だからもうこれは、どう書いたらええかなと。報告ある場合はとかいうのをね、なんかやっかいやし、どないしたらええかなと。ただ、報告はやっぱりしたいというような団体は必ずあるんじゃないかなという気はします。内容によればそれがないとちょっとできない、今までの活動報告のようなのが、基調講演ちゃいますけど、必要な場合というのがあると思いますので、やっぱりそれは踏まえとかなあかんものやとは思いますが。

委員長

テーマに基づく報告を趣旨説明の中に組み入れるということも可能かなと思いますけど。だからそれを、文言を入れなくても、また、報告つていうことで文言が出てきたら、え、このテーマに対する報告つてわざわざすることないねんけどという団体もある可能性あるしね。だからもう、趣旨説明を1個にしてやって、そういう報告があるところはその場でやっていただければいいかなと、そのように思いますが、どちらがええかな。わざわざ書いておくほうがいいのか。 宮崎委員。

宮崎委員 私は書いておいたらええと思いますねんけどね。打合せでいるかいらんか決めて、それでええん違いますの。別に書いているか書いてへんかとかそんなんじゃないくて、一応入れておかはって、報告もできますよということで、住民さんに言われたらそれでええと思うんですけど。それで打合せで、もうなしやったらなしで式次第外したらええことだけのことであって、それ、今ここでどうやこうや言うても、いろいろな団体おられるんで。打合せでちゃんと決めていただいたら、それでええんちゃいます。

委員長 今、伴委員がちょっと心配しているのはね、それに基づくテーマを決めてこられて、そんな報告って今ないんですけどと、だけど、ないからもうその申し込みを差し控えられる可能性がないかなということも心配されているのかなと思います。別段、これ全部がしなければいけないというようなことでないからね、そこのところわかってもらえたらいいんやと思うねけど。今、宮崎委員がおっしゃるとおり、弾力性、柔軟性を持ってもちろん意見交換会やるんで、いや、もう別になかってもそれはかましませんということで。

それ、どちらにしておきましょう。今、この3番、4番を削除しておくとか、いや、両方入れるとか、3番だけを入れるとか、というような意見でいろいろ話を聞かせてもらっていると思うんですが、どうしておくほうがよろしいですかね。 嶋田委員。

嶋田委員 趣旨説明及び報告、または報告という形ではどうですか。

委員長 「または」って、1本に絞ってね。どうですか。「及び」か「または」でまた考えな。

テーマの趣旨説明の中に報告が入っても、入ったるといふ考え方もええん違うかなと。わざわざうたわんとそのままですといて、それで、先ほどちょっと伴委員が言っていましたが、打合せのときに、報告もしたいんですけどと、ああ、どうぞここでやってもらったら結構ですよとい



う、そういうのが扱いやすいですか。という感じでしょう。結局、これを申し込みに来る代表者になったら、どちらのほうよろしいでしょうか。 小林委員。

小林委員 さっきの意見はですね、この3番、4番は、意見交換会のところにね、司会者がもう打合せで、一番初めの一番初めに当てる人をそういうテーマに基づく説明していただける人に、もうこの3番、4番抜いてそういうふうにも簡素化したほうがいいのかと思います。それで僕の中でどうしてそう思うのかといいますと、報告っていう文言がもうちょっと引っ掛かるんです。議会の報告だけ受けただけで受けたい団体さんなのか、いや、議会の報告じゃなくてあなた個人の、議員としての報告、考えはどうかという、またそういうところに発展していったときに、この懇談会をすることによって、また後の問題かもしれませんが、ただ単に議会で決まったことの報告をするだけなのか、住民さんが、相手の団体さんが、報告だけじゃなくてあなた方個人の意見を聞かれたときにどう取り扱うのか、また後の問題かもしれませんが、そういうことにも繋がってくるのかなと思いますので、この報告という言葉は抜いたほうがいいのかというふうに、個人的には今、なんかちょっと心配しているんですけども。

立派過ぎる要綱とか要領を作るんじゃないくて、もう簡素化して、伴委員がおっしゃるように弾力的にできるような状態にしておいたほうがいいのかというふうに思います。だからまあ、というふうに意見として言わせていただきます。

委員長 ちょっと休憩します。

( 午前11時11分 休憩 )

( 午前11時23分 再開 )

委員長 再開いたします。

いろいろ第6条についてはご意見いただきました。提案させてもらっ

ている2時間程度とするということも、それから次第はおおむね次のとおりするということで。ただ、提案させていただいている、その、担当者、例えば団体等の代表者及び、これらは削除して、1番から6番までのこれは掲載しておくということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしたら、そのようにさせていただきます。  
次に、記録、第7条ですが、このことについてご意見をいただきたい  
と思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これはもうこのままで結構かと思えますけれども。これは今、あれする。これで結構です。

委員長 私は、このことを皆さんにいろいろ意見を言っていただきたいなと思  
いますが。記録していくためには、先ほど副委員長がちょっとちらっと  
説明のときに触れていますけど、私らではなかなかやりにくいこともあり  
ますし、議会の事務局の職員さんにね、いろいろご協力を願わなければ  
いけないということも生じてくるのかなど、そのように思っていますが、  
その点らについてもちょっと深く下げていって、皆さんの認識を同じく  
したいと思えますので。 嶋田委員。

嶋田委員 録音するということですのでね。それを要約筆記ですか、要点筆記、  
事務局にお願いするという感じでいい、議会としてはいいのではないか  
など。

委員長 というのは、この意見交換会ちゅうんですか、懇談会というのが、時  
間外が多くなってくると思うんです。時間外、勤務時間内に同席しても  
らうかどうかということもありますし、そういう縛りは今のところ住民  
懇談会に入っていないので、どうしても、夜、例えば7時からであつ  
たりとか、そういう形になってくる形も多いと思えますけど、そうした

場合に、職員をその場に同席してもらうのか、いやまあ、録音、ICレコーダーを持っていっておいて、担当の委員で録音してということで、それを起こしてもらうのは勤務時間中という、そういう形もとれるかなと思うんですが、その点も確認しておきたいなと思うんですが。どうなんでしょうかね。 嶋田委員。

嶋田委員 今、言いましたように、現場には来ていただかなくても、録音してあるんやから、それ、勤務時間中にテープ起こしやっていたらありがたいのではないかなとは思いますが。

委員長 伴委員。

伴委員 私もそう思います。これ、事務局のほうがもうこれせなあかんという形には、もう。まあそれは時間がね、非常に出やすい時間とか、タイミングとかいうのであれば、またそれはそれでそのときは協力していただくというぐらいで、基本的には、もう録音でというほうがいいような気がしますな。

委員長 木澤委員。

木澤委員 よそのやってはるところを聞くと、事務局入ってやってはるところが結構あるみたいで、その辺の状況と、それでまあ、局長の意見もちよっとお聞きしたいなと思うんですけども。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 もちろんこれ、議会として、公務として行うわけですので、事務局入るのは全く、入らせていただきたいというふうに思っておりますし。ただまあ、この、記録の要点記録ということに関しては、何て言いますか、常任委員会の委員長報告のような関係とよく似たものかと。だから、取りまとめはそういった議員さんが責任を持ってやっていただくと。ただ、

記録、録音を起こすとかそういった裏方的なもの、あるいは会場の設営、準備等々もございますので、それは事務局でさせていただいたらと思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私も、当日現場に事務局がいてくれないと不都合があるということであれば、出席していただくほうがいいかと思えますけども、別に我々でできることであるんだったら、あえて出席していただかなくても、裏方でいっていいんですかね。起こし等は時間内にやっていただけるといふふうには思いますので。

委員長 どうですかね。今、局長が申しあげたように、やはり議会としてこういう懇談会、議会として申し入れを受けて議長がそれを受けているという形になってくる。事務局が全くタッチしていないとか、そういうのも住民にとってみてどうなのかなということも、少し心配しています。だからどういう、全く議会だけで、議員だけで対応していますというほうがいいのか。

それと、テープ起こしのほうはやはり、メモ的なものは何もいららないんですかね。そのまま聞いてもらって起こしてもらえるのか。それは無理だと思うんですが。要点。それはどうなんですかね。

藤原議会事務局長。

議会事務局長 テープ起こしといたしますか、録音しましたものを、それを、今やっております委員会の会議録と同じようなもので、そういったものの作成は事務局でさせていただきます。

委員長 どうですか。 宮崎委員。

宮崎委員 私の意見なんですけど、議員だけでやるって。慣れるまでやっぱりいっていただいたほうが、私はいいと思うんですけど。そうしないと、委員

会であっちやこっちやって走り回ってて、できると、私は考えにくいんですけどね。

委員長 小林委員。

小林委員 原則、議会ですということではんまはいいのかなと思います。やっぱり議員が主体でいうことで。ただ、やっぱりケースバイケースというか、場所によってもとか、いろいろな各種団体にも、ちょっとこれから試行的にやっていくのにどうなるかわかりませんが、原則は議員が担当する。それで、テープ起こしについては、この次の報告書の作成等の中で、議長とか町長に文書で通知するとか関わってきますので、ある程度は原則、本当に議員がするけれども、やっぱりある程度は、少しはやっぱり事務局にも関わっていただかないといけないなというふうに、今、考えています。そういう調整は、今後詰めていったらいいのかなというふうに思っております。

委員長 伴委員。

伴委員 原則として私は先ほど話させていただいたように、録音で、まあ言うたらできるだけ手を煩わさんという思いなんですけど、最初、今、宮崎委員言わはったように、最初はちょっと入っていただいて、まず、これで自分らでいけるかというような感触をつかんで、そうしてから自分らでやっていくというような、段階的にいったほうがええかなとは思いますが。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これは団体との懇談会やから、団体の人も設営やとかに来はりますやろ。議員も行って、共同で設営したらええだけのこと違うんですか。

委員長 木澤委員。

木澤委員 事前の打合せ等もありますので、設営どうするかとかその辺もね、事前の段階で話はできると思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 せやから、僕はもう事務局は別に、必要ないという言い方は語弊あるけれども、議員だけでやっぱりやっていくべきだと、このように思いますけどね。

委員長 どうですか。これはここには明記していませんが、その確認だけはしておかなければいけないのかなと思いますねんけど。 木澤委員。

木澤委員 正直言ったら不安ですね。1回、報告書を完成させて公表するところまで経験して、それからまあ、もう自分らでできるわというふうになるまでは、ちょっといてくれていたほうが安心は安心ですけどね。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 事務局のタッチというのは、僕の今の考えでは、当日、事務局におってもらいたいということでの話だと思っているんです。もちろん打合せやとかそういうことには同席していただくべきやとは思いますが、その当日に関しては、僕は、必要ないのではないかなと。

委員長 休憩します。

( 午前11時34分 休憩 )

( 午前11時48分 再開 )

委員長 再開いたします。

第7条、記録についても、いろいろとご意見を伺っておりますが、今、

こういう形をとっていきたいということで。それと、事務局には、この懇談会にご協力お願いしたいということで確認をさせていただきます。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 次に、8条、報告書の作成等について、ご意見をお伺いいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 第8条に関してはこれで結構ですけど、2項、これは必要ないのではないかなと思います。政策提言でいうことはできますんでね、議員個人が。議会として町長に通知するというのは、これ、ちょっとどうかなと思っています。

委員長 木澤委員。

木澤委員 よそのやつ見せてもらおうと、たいがいこれ入っているんですね。だから、要望を受けて、それを議会としてどうしたんですかっていう結果を形に残しておく。だから、聞くだけで終わりませんでしたよっていう、そういうことでこういうふうにしてはるのかなとは思いますが。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 それは基本条例に基づいてやっておられるからそういう形をとっておられると思うんです。今回、当町ではそれはないものですからね。

委員長 確かにそうだと思うんですが、基本条例に基づいての要綱だからこういうことを明記されているんだと思うんですが、私は、団体のほうの立場から言って、議会にいろいろ話したけど何ら町のほうへでも何も働きかけてくれないとかそういう思いでおられたらいかんという気持ちもありまして、ここへ同じようなことを明記しておくほうがベターでは

ないのかなと。これが一つの斑鳩モデルということにも当てはまるのかなと思って、基本条例に基づいて入れてあるのではなくて、やっぱり斑鳩モデルはこういう形ですと、そういう感覚でこの文言を入れることに賛成しているわけなんです。

やはりこんなんは入れるんじゃないという意見が多かったら削除してもいいと思いますが。ここへ、要領の中にここへ入れておくということが、住民にとって懇談会を開催することに対しての一つの活力になるのかなと、そのような軽い考え方っていうか、それで思って入れてますねんけど。その点もちょっと含めて、またご意見いただきたいと思います。

伴委員。

伴委員

町長に文書で報告していくほうが議会としては楽かなという思いはありますねんけどね。この内容として、重要なものはっていう、この基準ですな。これ、いや、うちは重要や思ってたのに言うてくれはりまへんのかいなというような、このあたりが、もうやってもらえるものやと思わはったときに難しいんちゃうやろかと、こう思いますねんけど。ここのこと、悩みどころやと思います。ちょっと私、意見としたら、どないしたらいいかなと思いますねん。

委員長

重要なものと重要でないものとかいうのは、なかなか難しい判断もしなければいけないと思うんですがね。例えば、予算を提案できるのは執行権のある町のほうですし、また、それを成立させるのは議会のほうです。それらのことがうまく諮れるような状態、だから、先ほど嶋田委員もちょっとおっしゃったけど、議員がいろいろ働きかけるのでいいのと違うかなと。議長が取りまとめ、町長に文書で通知するというのは、ちょっと固いのではないかなということもありますねんけどね。それらを、予算もないのにこれをやってくれと言われて、これは重要だと思っても、それはその時点では1年先、2年先になる、予算が措置ができてなかったらね。そういうこともありますので、一応文書で報告してあるとか、重要だということで、住民からの、それはもう地域のことです。いろいろ、これを、ここをやってほしいとかいうことも出てくるけど、



全体から見たらやはりちょっとまだまだちょっと無理だと、ほかのところも先にせないかんとこもあるやろうということは、やはり議員としてもある程度の判断して、住民からの要望を総花的に町へ言って、町へ、先ほど責任うんぬんの話もありますけどね、それをするのもどうかなどということも思いますのでね。やはり町行政に対する要望、提言で、これは議会としても一応議論して、そして、これは重要なものだということになれば、その担当の常任委員会で重要なものだということになれば、議長名で取りまとめて、それを町長に文書で通知して、そういう形での文言のほうが、私はいいのかなと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 この趣旨のところね、この懇談会は、結局、多様な意見を聴取することにより、町議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を図るということですね、まず。そして、その委員会単位で意見交換会を開くと。それで、ああ、なるほどいい意見やなど、これは委員会として、議員としてもやらなあかん、委員会として行政のほうに提言していかなあかんと、そういうことであれば、それはそれでいいと思うんです。ただし、これを書いてあるがために、どういうんですかね、もう全部、事あるごとに出していかなん、また、その要望、提言等で反対する議員さんもいらっしやいますね。そこら辺もどうしていくかということも考えていかなあかんと思うんです。

そやから、この文言を外して、その委員会で取りまとめて提言するのはしたらええと。総務委員会でね、視察行ったときに、これはええことやなど。そうしたら、委員会として行政に提言しようという形でやったこともありますのでね。わざわざ書き入れる必要はないと思うんです。

委員長 1項だけで議長に報告するんだと、この文書で作成してね。それで、その後は、それで事足りるということで。 嶋田委員。

嶋田委員 委員会の中でそういうふうな、これは提言していかなあかんとなれば、それは議長に言って議長名で出していただくと。それはそれでいいと思うんです。

委員長 2項をわざわざこう書いて、先ほど私が申しあげたように、こういうこともしていきますというのがちょっと蛇足というか、やぶへびになったりする可能性もあると、その懸念があるということで、2項は削除するほうがベターであると、そういうご意見かなと思いますけど、ほかの方で何かございませんか。 小林委員。

小林委員 私も嶋田委員と同じですね、住民懇談会したら、多分、必ず次の委員会のほうで必ず要望なりいろいろなご意見が出てきて、それをある程度の、町長のほうからも答弁いただくと思いますので、いただく中でですね、委員長からも町長に提言というかお願いをする、また、議長からもこの第2項のほうで議長からも町長にお願いするということになってくるんでしたら、もう、懇談会をしたら委員会のほうを優先する意味でもですね、この第2項についてはもうないほうがいいのかというふうに思います。

委員長 どうですか。 木澤委員。

木澤委員 そうですね。運用によって不都合のないような運用のほうがりやすいなとかいうのはありますけども。別に、とってしまうことに特に意見はないですけども。

委員長 どうですか。そうしたら2項を削除するというので。それで、1条に何か足しておかなければいけないようなことはありませんか。  
小林委員。

小林委員 先ほどの話もそうなんですけど、住民懇談会の内容は所管された委員会の方が議長に報告するのであれば、委員長が、記録者が報告するんじゃないなくて、やっぱり委員長が報告するという文言を入れたほうがいいのかというふうには思います。文言的には、「議長に報告する」の前ですね、多分、司会者とか記録者は毎回毎回順番で替わっていくのかな

と思うんですけども、やはり議長に報告するということになるんですしたら、所管された委員会の委員長が議長に報告、まあ、記録者が取りまとめるんですけども、委員長が報告するというほうがいいのかないかなというふうには思いますけれども。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これはもう委員会が報告するねんから、委員長が報告するというところで、もうそれでいいわけで、わざわざ書き入れんでもええのではないかなとは思いますが。もうこのまま簡素化して、これで十分だとは思っています。

委員長 ちょっと、8条関係、次のページの裏面なんですけど、別紙様式①で書いてあるの、これ、②なんですけど、その中に報告者の名前が実はないんですけど、これは報告書ですから、そのときの委員会の委員長だと思うんですけど。今の意見でしたら、ここへ誰が報告するかということの中へ入れるのか、この条文の中へ入れるのかということだと思うんですけど、どうでしょうね。 小林委員。

小林委員 記録者が取りまとめ、別記に基づいて文書で作成し、議長に報告するんですけど、なんか記録者が取りまとめて報告するのかなっていうのもあるのかなって、ちょっと委員長っていうふうにはちょっと言ってしまいましたけど、まあより簡素化するためにも、もうこのままの文言でいいのかないかなという、訂正させていただきます。

委員長 一応、この報告書の中には明記されておきませんが、やはりその団体名とそれから参加人数、それらのことをずっと取りまとめて、これは一応記録者が取りまとめて、それで、議長に提出する場合は、やはりそのときの責任者っていうんですか、開催したときの責任者、まあ委員長が議長に出しているんだという解釈で、これは成り立つんだと思いますので、それでよろしいですね。

ちょっと別紙様式の①となっていますので、②に変えておいてほしいです。

ちょっと正午になったんですが、最後のこれだけちょっと片付けておきたいな、ちょっとまだ時間かかるかな、これ。

午後も会議を続けたいと思いますので、13時まで休憩いたします。

( 午後12時02分 休憩 )

( 午後 1時00分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、実施要領の確認をさせていただきたいと思います。

結果の公表ということで、第9条なんですが、9条についてはどうでしょうか。議会だより等で公表するという事なんですが、これは広報委員会とも相談せんないかんかなと思うんですが。 嶋田委員。

嶋田委員 これはこんでいいんではないかなと思いますけれども、議会だよりで公表するという事で、字数の制限やとかいろいろあると思いますんでね、これは広報委員とも相談していくべきであろうとは思いますが、基本的には、公表するという事でいいんではないかなと思います。

委員長 この報告書のほうの用紙も大体固定させていますので、このまま載せるのか。まあ、ページ数の関係もありますしね。例えば3か月に1回のときに、固まってだあっとたくさんあっても困りますしね。ここらはちょっと、概要を議会だより等で公表する、議会だよりにはもう必ず公表するというように決めるのか、そこらもちょっと検討しておいたほうがいいのかと思います。こちらとしても。どうですか。 木澤委員。

木澤委員 必ず公表するという形には多分ちょっと難しいかなというふうに思っているんです。申込団体がいくつかあったときとかという、ページ数の関係等もありますので、だからまあその都度やっぱり広報常任委員会

と載せれるか載せれないかということを含めて相談していきながら進めていくべきかなと。

委員長　ここに何も、別に報告書は町議会ホームページに掲載するとかということで、概要を議会だより等で公表するという事なんですがね、なかなかちょっと表現の仕方がどうしていたらいいのかなと思うんですが。これやったら、議会だよりで公表するんだというようになってくるのかな。今、副委員長が言うように、議会だよりのページ数の制限もありますし、いろいろあるので、どうなんですか。　木澤委員。

木澤委員　そうすると、町議会ホームページ等で掲載し、公表すると。議会だよりでも検討することはもちろんですけども、この文言的には外しても別にええかなと。

委員長　副委員長から、ホームページ等、こちらへ「等」を入れて、掲載することで公表する、と。まあ、議会だよりでの公表をうたわないのはベタかなとも思いますねんけど、どうでしょうか。　坂口委員。

坂口委員　ホームページ等っていうことですけど、ホームページというのは、見れる環境にある人、ない人、いろいろおられますんで、やっぱりこの議会だよりっていうのは皆さんに見てもらえるいい手段ではないかなと思うんです。それで、ここに概要っていうこと書いてますんで、それはその都度その誌面と相談しながら。概要っていうことですので、こういうことやりましたというような報告のあれは載せられるのではないかなと思うんですけれど。

委員長　私が一応心配しとるのが、今、3か月に1回ですね、広報。3か月に1回の中に固まってそういうのが複数あって、それを、まあ極端な言い方ですが、8つも9つもある、それを全部、どれだけ載せるとかそんなんでは困るやろし、やはり全部載せていかなければいけないときに、広報のほうでページ数がね、何をカットするんだらうとか、いろいろなこ

とも考えていかないかんしね。そういうこともないと思うんですけどね。その3か月の間にはまあ1件か2件、あるかないかやと思いますしね。そこまで心配する必要はないと思うんですが、それらはどない、ちょっとこう、弾力性を持たせたほうがええんかなと。

確かに、ホームページということ、ホームページにはあまり皆、いける環境にある人も少ないやろし。広報はこちらから配布している分です。読む、読まないは読者のほうの自由ですけど。ホームページにまでいこうとする人はなかなかおられないのかなと思っております。どうでしょう。

まあ、こうしておいたほうがいいというのと、「ホームページ等に」というように文言を入れておいて、余裕があればというか、余裕があればっておかしいねんけど、一応、これほどないなるかわからへんからね。それで、先ほどからもいろいろ話あるけど、状況どないなるかわからへんのにあまりこういろいろなことを書いておくちゅうことは、それに縛りつけられるということもあるし。まあ、「等」ということで一応弾力性を持たせておいて、まあ、基本的には、弾力的にはやはり坂口委員が言うように、ホームページの環境ということを考えて、広報といろいろ連絡して、その担当常任委員会が、原稿のところまでページ数確保できるようやったらそこへ載せてもらうとか、必ず載せていくんだという。議会だよりですから、議会がこういう具合にして住民懇談会やっていますというのは、これは必ずここへ載せなければいけないんだと、私は思うんですがね。どのぐらいの頻度で出てくるかという、全くクエスチョンですので、この要領の中ではまずうたわなくて、内部的にしておくほうがベターなのかなと思います。

そういうことで、意見いろいろあったらもうちょっと聞かせてください。 宮崎委員。

宮崎委員 私も今の委員長の考え方でええと思います。「ホームページ等」ですておいてもうたら。今言うてはるように、載せたり載せへんだりするのはまあ、あれかもわかりませんが、まあ、基本的に「等」にしておいて、載せるのを基本にしておいて、広報と相談してもうて、できるだけ

載せてもらうという方向付けで「等」ってしておいてもうたらいんじゃないかなと、私は思います。

委員長 9条で、そうしたら、結果の公表ということなんですがね。どういう意味の公表になってくるのかなということもあるしね。 嶋田委員。

嶋田委員 報告書の公表でええん違いますかね。結果いうのはちょっとね。

委員長 この括弧書きもね。

嶋田委員 はい。それと、「前条の報告書は町議会ホームページ」で、この報告書をホームページに載せるの、これを載せるわけなんですか。僕は、報告書の概要でええと思うんです、ホームページに載せるのは。というのはね、ここに住民懇談会の質疑、3つほどあるけども、そんなもんずらっと15、20ある場合もありますわね。せやから、もう概要ということをまず最初に入れておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

せやから、「前条の報告書の概要は町議会ホームページ等で公表する」と。それで十分事足りているのかなとは思いますがね。

委員長 結果という言葉使ってあったら、結果、その懇談会をやった結果が、結果の公表になるから、やっぱりちょっとどういう具合に出てきたかと。

まあ、これにもちょっと何か意味あってんね、結果を公表するということに。結果がすぐ出るものと出ないものもあるということもあったものでね。ちょっと、どこかから引っ張り出してきたんやと思うけど。

木澤委員。

木澤委員 これも、やりましたよというのを住民の皆さんにきちっとお伝えするということで結果の公表という項目もあって、してはる分がありまして。

そもそもこの報告書自体が要点をまとめた形での報告になっていますので、まあ概要ということになるんですけども、別に嶋田委員おっしゃっていただいている形での文言整理でも全然問題ないと思います。

委員長 それで、結果の公表じゃなくて、報告書の公表ですか。  
ほかの方で、このことについて。 伴委員。

伴委員 私はそれでええと思います。

委員長 第9条を「報告書の公表」という具合に変えて、「前条の報告書の概要は」、やっぱり入れておくか。「概要は町議会ホームページ等に掲載する」という、ここで終わっておくと。「掲載して公表する」とか、そこまでいるのかな。いらへんね。「掲載する」ということで。掲載するということは公表している。

そうしたら、ちょっとまとめてみます。「第9条 報告書の公表 前条の報告書の概要は町議会ホームページ等に掲載する。」これだけでよろしいですかね。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと今まあ、言うてもらっているの聞いていて、「掲載し、公表する」まで入れたほうがいいかなと。

委員長 文言としてはいいのかな。この9条の括弧書きが公表と入っているから。そういう意見なのですが、別段よろしいですね。「を掲載し、公表する。」と。

そうしたら、一応、条文についてはいろいろと意見をいただきましたので、まあ、もう1回整理させていただきます。文言についてはこちらのほうでちょっとお任せ願いたいと、そのように思うのですが。

それで、別記の様式についてもご意見をいただきたいと思いますので。

まず、別記様式①（第2条関係）なんですけど、懇談の申込書ということで、これは町議会議長宛で。これ「実施要領」やな。変わるわけやな。

まずをこれいただいてということからの出発になるんですが、申込者の住所と氏名、団体名書いていただいて、連絡先をいただくということで、このような申込書でよろしいですかね。何か。 伴委員。



伴委員 　どこでやりたいかというのは、ここにはもう、出さないほうがいいんですかね。

委員長 　会場の大きさによってと参加予定人数によってある程度絞られてくると思いますし、そういう文言を入れるほうがやはりこちらとしても対応しやすいかなと思いますけど、それについて。　木澤委員。

木澤委員 　よそのところ見させてもらおうと、場所の希望書いていただく欄作っているところもあるんですけども、できるだけここでさせてもらう形のほうがいいかなと。一応、事前の打合せの中で希望はお聞きしますが、設備的に。向こうから呼び出されてしまうとそれを断る理由等も必要になってくるので、まあそれは打合せの段階でいろいろ希望はお聞きして調整するというので、あえて書かないようにしたんですけども。

委員長 　その場所が無料のところなのか有料のところなのかにもよりますしね、ちょっと難しいのかなと。だけど、今、副委員長が言うように、それを書いてあって、ちょっとまずいなとか、どちらが借り上げるんやということにもなってくることもありますし、基本的には役場の会議室で。まあ、そんな遠いところまで行かれへんというところもあるかわからへんけどね。

　　どうでしょう。書いておいたほうがよろしいでしょうかね。希望日時、希望場所。　宮崎委員。

宮崎委員 　今、委員長のおっしゃることわかりますねんけど、そこらはもう申し込まれてきたときに臨機応変に対応されたらええとは思いますが。老人クラブなんかやったら夜しかあかんとか昼間とかあかんとか言って、足痛いよってそんな遠いところまで行かれへんと言わはるねやったら近くの公民館とかその辺になるやろうし、その辺はちょっとまあ、申し込みに来られた方とちょっと相談されていくという格好で、別に書かなくても、私はいいいとは思いますが。

委員長 木澤委員。

木澤委員 この様式のところで、1のところで「会議の議題」てなっていますが、条文のほうで、第3条のところ、「懇談会のテーマ」ということで書いていますので、こちらの様式のほうも「テーマ」ということで直しておきたいと思います。

委員長 坂口委員。

坂口委員 この希望日時なんですけど、まあ滅多にそういうことはないと思うんですけどね、ようほかの申込みでいくと第一希望とか第二希望とかよくあると思うんですけど、そこまでは気にする必要はないですかね。ないと思うんですけど。

委員長 木澤委員。

木澤委員 確かによそのところではね、第三希望まで書いてもらえるような様式作っているところもあるんです。そこもまあ、どうしたものかなと思って。書いていただくほうが調整しやすいですかね。ちょっとまたご意見いただければ。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 今、坂口委員のあれですねんけど、私もちょっと気になったんですけど。これ、何日前に申し込むのとか、日にちの設定がないんです。だから、急に来られて急にされても、委員会、やっぱりメンバーさんの都合もあるやろうし、その辺の日にちっていうか、1か月前に申し込むとか最低やっぱり2週間いるよとか、その辺はちょっと、ないんですかね、ここに。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私が見る限りではね、いついつまでっていうのはあんまり書いていなかったんです。よそ、開催しているところでは、結構いくつも同時に開催していたりとか、かなり苦勞してやっておられるんやなというふうに見たんですけども。

だからまあ、いついつまでっていうふうに言うておくのもありやと思いますけど、できるだけ、なんていうんですかね、直近で申し込まれても対応していくという必要あるのかな。その辺もちょっとご相談をです。

委員長 町の出前講座は、何日前までに出せとかそういうあれがあるんやろか。わかりますか。

そやね。急に言われてこちらのほう対応ができなかつても困るし、まあその団体がそしたら1回この要領に基づいて議会としようかという話がまとまって、そんならいつ頃、議会いつでもええのかというようになってきても困るしね。だから、先ほどちょっと提案してもらった第二希望とかも、これらを入れるということで、相手方も、この日で実施を申し込むけど、もしあかんかったらこの日になりますよと、その団体の構成員の方にも話してもらえるし。持っていったけど議会あかんかってんつというのも、ちょっとね。もう1回動くのもあれやし。 坂口委員。

坂口委員 「議会運営委員会に諮って開催を決定する」ですから、議会運営委員会との日程との絡みも出てくるのではないかと思うんですけど、

委員長 その点はものすごく厳しいなとは思っておるんですよ。だから、このために議会運営委員会を、先ほどもちょっと申し訳ないけど、議会運営委員会を開くというのは、私はなかなか難しいと思います。だから、この要領は出発していくとしたときに、改選後のとこでプロジェクトチーム、私ども作っておくといういうことが必要になってくるのかなと、このように思います。だから、この要領では議会運営委員会という形になってくるんですけどね。だから、今、坂口委員がおっしゃるように、

この議会運営委員会、1回ずつそこで開かなあかんやんかというふうになってくるのでね、ちょっと苦しいところもあるねんけど。

それならちょっと、14日前までにということ。原則として14日前までに。せやから、それが条文のところで必要やねんな。そういうことを書いておく。

町の出前講座は、原則としてという言葉が入っていますが、原則として開催日の14日前までに申し入れくださいというふうになっていますので、まあ2週間前までにということです。

先ほどからちょっといろいろ話してもらいましたが、どうもそれがちょっと脱落しているように思いますのでね。ちょっと戻して、開催時期ということで、第2条に入ってくると思うんですが。

これは第2項と1項と合体させているんやな。だから、「住民懇談会の開催を希望する各種団体等は、」か。これは、「議長に提出し」か。せやから開催日の2週間前、14日前までにということをごここへ入れておかなければいけないと思うんですが。 伴委員。

伴委員      これ、2週間というのは、確かに町の出前講座はある程度もうメニューが決まっています、そしてそれによってされると。まして議員の場合は非常勤で、仕事を持ちながらやっている、私もそうですが、いうことを考えていけば、これ、1か月とか、そういうような形でないとちょっと難しい部分があるように思うんですが。

委員長      2週間というのは大分厳しいですね。どうでしょうね、1か月に。テーマにもよるしね。出前講座であったら、結局もうできあがっているから。難しい。

何か意見いただけますか。その、何日前までということで、まず。この第2条に加味をするということでは、よろしいですか。それで、その日数については、どのようにしておいたほうがいいのでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員      あえて書く必要はないんやないかと。持ってこられたときに、これか

ら議員さんの日程やとか調整していかんなのでということ言えばええんであつて。議員の予定もね、一月前ぐらいやったら入っているかもわかりませんのでね。せやから、あえて書く必要はないんじゃないかなと、逆に。

委員長 きちっと書かなくて弾力性を持たせてもらっておくほうが扱いやすいと。 嶋田委員。

嶋田委員 ここへ希望日時書いてもらいますけれども、実際そこに当てはまるかどうかわかりませんからね。せやから、この希望日時いうのも、本来ならちょっと打合せのときに聞いたほうがええのではないかなとは思いますが。

委員長 あくまでも希望日時を聞かせてもらうし、開催日時とはちょっと異なると。そのほうがやりやすいかな。なにぶんにも初めてのことですので。どうですか。そういうような形で。

先ほど希望日時を複数書いてもらっておくほうが親切なんじゃないかなという意見もあったし、それから、この申込みの期限というんですか、それが落ちているのではないかと。まあ、落ちているという考え方から入れようとしたんですが、やはりもうわざとそういうことで抜いてあるというような考え方で確認できたら、それでもういいかなと思ひましてんけど、どうなんですかね。

それで、あくまでもこれは希望日時ですので、これを申込みをいただいたときには、当然申込みを受け付してもらって、それで連絡を入れて、その打合せをする段階でまた開催日時を決定していくと。 嶋田委員。

嶋田委員 この希望日時のところにね、括弧書きで、申込日より一月以上離してくださいとか、そういうことではどうですなやろ。一月以上ね。

委員長 この様式のほうに、その旨を書いておく。

嶋田委員 はい。一月以上いうふうにやったらね、向こうもまた、やっぱり予定組むのに時間かかるねんなと思ってくれはるやろうし。

委員長 この申込書は、議会へとりに来るんやんな、申込書。

嶋田委員 そうですね。だから、聞いた、聞かんとなるかもわからへんからね。もう書いてあったら。

委員長 今、嶋田委員のほうから、この希望日時の欄のところに協力してほしいという意味で、申込日より、どういう文言になるのかな、1か月以上、で記載してください、どういう文章。何かその、そういう協力をしてほしいという意味の文を入れておくと。そういうことで当分の間、慣れるまでというか、そういうのを入れておこうということクリアしていこうかなと思いますけれど、どうですか。

そうしたら、その文言としてはどんなものがいいと思いますかね。

希望日時のところに注釈という形で括弧書きで。今、1か月以上という大体の話。この1か月という期間はやっぱり必要やということで、その点はよろしいですか。もっとあげやんなあかんとか、もっと短くしておこうとか。 小林委員。

小林委員 それは議会でいろいろな方が集まってこられていますので、それぞれのご都合があると思いますので。まずは、委員長おっしゃったように、慣れるまでは1か月でもいいのかなというふうに思います。

委員長 そうしたら、文言についてはちょっとまたこちらで考えさせてもらいます。

そうしたら、この別記様式①についてはそういう形でいかせてもらいたいと思います。

それと、別記様式②なんですが、こういう枠を組んで記載しやすいよという形もあるんですが、これもどこかの雛形を組み合わせたという形ではありますが、先ほどもちょっと出ましたけど、質問の数がもっと

あつたり、なかなかこれぐらいの紙でまとめられなかったらという懸念もありますねけど、その点はどうなのでしょうかね。 木澤委員。

木澤委員 一応まあ項目、この3つマス、書いていますけども、項目がふえれば当然このマスはふやしてくと。マスなしでもいいですし。ここに全部納めてしまおうというわけではありません。よその例も見させていただくと、項目こういうふうに整理して書いていますので。だから、項目は項目の数だけ書けるような形で伸ばしていけば。

委員長 基本的にはA4の用紙でまとめてしまうということで。まあこれが質問とか回答、質疑の内容がまたこちらやっぱりふえてきてもいいということで解釈してもらいたいのですが。あくまでもこれはやっぱり雛形であるということで。

こういう感じで整理という形はどうでしょうかね。

( 異議なし )

委員長 そうしたら、別記様式②というのはこういう形でまとめさせていただきたいと思います。

それで、最後に、付則、この要領はという施行期日なんですけど、これは、局長、どういうあれをしておかなければいけないのか、ちょっと質問なんですけど。委員会でこれでということ全員に報告しておくというケースでいいのかどうかということなんですけど。全協で報告させてもらって、その日付をもって施行するという形で事足りるのかということで、ちょっと教えてほしいのですが。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 いつからそれを行うかということになるかと思うんですけども、要綱、いわゆる法令ではございませんので、そこまできちつとうたう必要ないのかなということはあるんですけど、それはまあ相談していただいて決めていただいたらいいと思うんですけど。

委員長　　これ、皆さんでいろいろこう議論してもらって、使いやすいものになってまいりました。それをいつから使うんかという意味のことも含めて、一応施行日というのを、私はまあ入れておいたほうがわかりやすくて、将来、ああ、いつからやっているんだなということもわかると思いますので、この日付は入れたいと思うんですが、その日付をいつにしておいたほうがいいのかということなんですが。　　嶋田委員。

嶋田委員　　これは施行いうよりも運用という形でとらまえたらいいんかなとは思っています。それでこれは、きょうある程度煮詰まって、文言整理していただいて、全協で報告いただいて、またほかの議員さんから意見賜るかもわかりません。そのときには、また次の議運でそれを練って最終的なものにしてやっていくという形にはなっていこうかとは思っています。

それと、これ、基本的には委員会、所管委員会関係に該することにはなつてこようと思えますし、ここに書いてあるように、定例会を除けて閉会中という形になってきますのでね。僕は、5月の臨時会でまた委員会構成、委員が変わりますわね。それからの運用でいいのではないかなとは思っています。

委員長　　嶋田委員からそのような意見があるんですが。運用とこれを施行するという施行日、設定したという日付とは、私はまた異なってくるのかなと、そのように思いますし。前半、嶋田委員がおっしゃっているように、やはりきょう一応そういう具合に煮詰まった形を3月議会の初日に委員長報告させていただいて、それで意見をいただくと。いろいろな、全議員さんからの意見がある方ということで待っていて、開会中の議会運営委員会、その日に固めてしまうと。ということは、固まった日は3月の二十何日やったかな、議運の日でいいのかな。そして、それから実際運用していけるのは多分5月の臨時会の後で、新しい交渉メンバーができた、その方たちがこの要領に基づいて施行していると、そのように思いますが。これを作った日と運用していく日と、これは必ずしも私は一緒でなかってもいいんじゃないかなと思うんですけどね。どうなんですかね。ちょっと誤解して聞いているのかわからんけど。　　嶋田委員。



嶋田委員 作成日は別に必要ないんで、運用日が。

委員長 この要領は、いついつから運用するという。  
どない。 伴委員。

伴委員 いつからというような。私、先ほどもちょっと委員長からお話。私も  
ちょっとずっと気になっているんですけど、結局、まあ言えばメンバー  
がこの臨時議会で変わって、そしてプロジェクトチームしてからという  
お話、先ほどもされていた。その辺とここの運用の開始、この辺を合わ  
すような形で、こう、していかなあかんのかなと。だからここでは議運  
という形になっている。ただ、皆さんにたたき台でというか見てもらう  
にはこうしていかなと、今、きょう、でやっているのかなと思てまして  
んけど、その辺、どうでんねやろ。

委員長 プロジェクトチーム云々の話はね、やはり、この、こういうものがある、  
これが作成日ですよ、作成日、作成されていると。それで新しい  
構成員でこれを運用していくというだけでね、運用していく日がいつだ  
というように、それは記載する必要ないんです。私はそない思うんです。  
議会の中にこういう要領があるという。この要領を作ったのは今の構成員  
であると。これをすぐに運用するかしないのかというのは、それはその  
ときの、どういうんですか、そのメンバーのあれやし、また、果たして  
これをすぐに公表してすぐに、改選までにどっからかそういう話がある  
のかと。そういうのも兼ねていくんですが、やはり、今これらを作成  
しようとしてやっている限り、今のメンバーで作成がしたと。運用して  
いくのはまたその次の人かもわからへんし、その間にそういうこと、こ  
れを運用していかなん場面が出てくるのかどうかという。

だから、このまま次の構成員にしてくれというのは、私は、今のこの  
メンバーでこれを作成したんじゃない、そうみなされると思うんです。

だから、言葉を代えれば、今こうして長時間かけてやってきた、これ  
は、こんなんではませんかというて送るだけで、それだったら、いや、

違うんやと、今度の人らがまたそれを変えていかんなあかんということ  
なってくるし、この実施要領を作成したことにはならない。こういうも  
のを作りましょうかということの提案ただけになると思うんです。

だからまあ、私は、それはちょっとおかしいんじゃないかなと思うん  
ですがね。 小林委員。

小林委員 前々回から、9月の議会、12月の議会からこの議論してきて、それ  
でまあ住民懇談会どうするねん、どうしようか、どういう方法でやろう  
かということの経過、議論の経過を踏まえて本日こういうふうに委員長、  
副委員長に案を出していただきましたので、まあ確かにこの案を元にで  
すね、次回の改選までにこの案が本当に、あ、今度の全協のほうでこの  
案を諮ります。諮った案を更に練った、今のメンバーで、一度試しにそ  
の住民懇談会のようなものをして、よりこの案をですね、いい案にして  
次回のメンバーに引き継いでいただくというか、たたき台にしてよりよ  
いものを作っていくのが、一番斑鳩町議会のためになるのかなと思います  
ので、委員長のおっしゃるように、1回この案を元にやってみたいな  
という思いがあります。

委員長 そうしたら、こういう施行日というのは、先ほど局長も言いましたけ  
ど、別に、実施要領ですから、付則という、その施行日というのは必要  
ないということですので、この付則は削除して。別に削除してあっても  
かまへんの。

この、いついつから施行するというこれは、空けておきます。

それで、小林委員がおっしゃったように、委員長報告で、これを整理  
して全議員さんにまた配布して、このことについて一応今の議会運営委  
員会として要領を作成しました。これに加えることとか、また削除する  
こととかのご意見いただきたいということを議長のほうから言ってもら  
って、それで開会中の議会運営委員会でその結果を踏まえて成文化ちゅ  
うかこのものができたという形でやっていきたいと思えますけれど、ど  
うですか。 伴委員。

伴委員

先ほど委員長としたら、まあ言うたらいつからこれが始まっているのか、日にちは入れておかなあかんと思うということをおっしゃられた。

それで今、まあ、削除というような、しかたないかなということでした。このあたり、本当にこれ、全協で一遍、逆に言ってこれいつからというもの、話されてもええかもわからんなと思うんですよ。

委員長

当然そのことも含まれています。だから、この斑鳩町議会として住民懇談会実施要領を作成しました。それで、全協の皆さんに、全議員さんに一応検討してくださいという形で初日に提案して、その意見を集約するのが開会中の議会運営委員会であって、その日が、私は、この作成した日だと、固まった日だという認識でいます。でないと、これがいつできたものやということが将来的にね、やっぱり、いつかこんなものができてあるねんというような、こういう要領とかね、そういうものはあり得んのですよね。いついつ改正していますとか、いついつ、これは全部付則がついてくるんです。だから、今の段階でまだ日付は入れられない。

だから、私が提案しようと思っていたのは、付則の、開会中の議会運営委員会の日付だということで私は思っていたんですが、先ほどこの運用のことと、こういういろいろオーバーラップというか、ごっちゃにされているような感覚がありましたし、次の議会運営のメンバーでその日を決めてもらう、作ってもらうというのは、これは、こういうことはあり得んと、私は思いましたから、そのように話しました。

でまあ、局長に聞いたら、要領のときはあえて、実施要領はあえてその日付も入れんでもええん違いますかというアドバイスもこれ、してくれていますし。伴委員から今ね、やっぱり一応こういう素案を作ったと。それから、全議員さんにも一応目を通してもらうと。それで意見をもらって、やはりこの議会運営委員会、今の議会運営委員会でいついつ作成しましたということは明記しなければいけないと思います。そのような段取りでいきたいと思いますが、どうですか。 嶋田委員。

嶋田委員

3月定例会初日での全協で皆さんにご報告されて、そのときかまた後

ほどこ意見いただいて、定例会中の議運で最終案をまとめるということですねけれども、私は、そのまとめたやつを最後の全協で委員長にお渡しすると、その日が今期の議会運営委員会で作った日付だと、このように思いますけれども。

それと、作った日と、運用日はやっぱり入れなあかんの違うかなと、これは思いますね。

委員長 木澤委員。

木澤委員 先ほど伴委員から意見いただいたプロジェクトチームの話ですね。この話、ほとんど議論してないですけども、今こうして出させていただいて、申込みがあったら議会運営委員会を開催して、それで開催を諮るといふ運用じゃない運用をするんだったら、そのプロジェクトチームをどうするかというの議論をしておく必要があるかなと。

5月の改選で、そのときにプロジェクトチームについてもどういう形で、まあ作るとするんだったらどういう形にするのかっていうのもあわせて提案しないといけないと思いますので。その関係で伴委員も運用日との関係でおっしゃったのかなというふうに思うんです。だから、運用日をどうするということを決めようと思うと、じゃあプロジェクトチームの問題はどうしておくのかっていうこともあわせて議論が必要かなというふうに思うんですけど。もうこのまま、いや、議運でいくんだというんやったら別にプロジェクトチームの、する云々の話は別にいらんと思いますけど。

委員長 伴委員。

伴委員 先ほど坂口委員から、毎回議運を、申込みがあったら開くんかと。それでまあ、以前からもやはりこれは専門のそういうようなグループを作らんと難しいやろうというような話のもとでこういう形に進んできたんやと、私自身は思っております。それでやっぱり委員長もあのとき、先ほど、プロジェクトチームというものがなければなかなか対応は難しい

やろうと、こうおっしゃっておられますし、ちょっとこのプロジェクトチーム、もうちょっと具体的に。これと、もうものすごいリンクするものですので、ちょっとその辺お伺いしたいと思うのですが。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 それならあのプロジェクトチームというのは、ここに書かれている文言、議会運営委員会に代わる、この懇談会専用の議会運営委員会に代わるものと考えてええわけですか。

(「私自身はそういう形で思って、確か先ほどもそういうふうに答えていただいたとっております。」と呼ぶ者あり。)

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 今、皆さんの意見を聞いていて、プロジェクトチームどうすんねんということですけど、もう僕は委員長、副委員長で組まれたら一番いいん違うかなと。

テーマ出てきて、そしたらどこのテーマやってというのが結構わかりやすいとは思うんで。ややこしいのでも、そしたら委員長と副委員長出たいただいていたら、あ、これはわしのところや、お前のところやとかというような感じで話できるのと違うかなとは思うんですけど。

委員長 今、聞かせてもうててね、私が今、想定していたのはね、結局、5月の改選後の常任委員長、まあ宮崎委員がおっしゃるように常任委員長の正副の委員長、それとそのときの議運の委員長でプロジェクトチームをこしらえてこの申込みを受付けとかそういう対応をしていくと。今、この要領というものを作っていく中でそれも一緒にこしらえていくというようなことになれば、常任委員会の正副委員長らを引っ張ってこんなできないのです。だから、今はこういう要領を作っておく。

それと、伴委員が今おっしゃったように、結局ここに、議会運営委員会に諮って開催を決定する、これはあくまでも新しくそういうプロジェクトチームできたらすぐにこちらに入れ替えると。そういう形で進めていかなければ、いつまでたっても進んでいかない、そのように私は感じています。

ただね、作成がいつかということに対して、それがなかったらいつまでたってもこれ、できないですよ。だから、今の議会運営委員会でこれずっと議論してきているんですよ。それで、やろうという、すぐに1回やってみようということ、やってみた上で要綱を作っていこうとかいう意見も、まあはっきりいってあの時点で私は2つに分かれていたんです。だけどそれ、多数決とってやることは、やはりちょっと、やっぱりいろいろな問題も起きてくるだろうということで、まずたたきを作ると。それで、たたきを作って皆さんにあれしてもらって、一応要領という形でこういう文書まとめてある。これはいつまとまったんやというのは、今でしょ。だから、今、議運の皆さんがこれでよろしいと言うてもらったら、きょうの日付でもよろしいんですよ。

それで、実際問題としていて、いろいろな意見が出ています。だから、このことも膨らませて、議員さんらもそういう意見を言われるかわかりません。だから、それらを初日の全協で聞かせてもらって、再度今のメンバーで議論して、そこらを確認して、これを作っておく。作っておかなかったらいつまでたっても出発しません。それだけのことです。

木澤委員。

木澤委員 先ほど嶋田委員のほうから、改選を待つてということでお話ありましたが、例えばプロジェクトチームを、今、委員長おっしゃったように常任委員会の委員長と議運の委員長とで構成するというのであれば、もうその形でここに書いておいて、それで例えば4月1日を運用開始の日とするとかね。まあ、そういう形でまとめて提案するほうがより現実的かなというふうには思うんです。

委員長

嶋田委員

嶋田委員 僕は、ここで、第2条の議会運営委員会に諮って開催を決定すると。  
僕は、この議会運営委員会という解釈でずっときていますからね。これ  
読んだ人は、ああ、議会運営委員会でやらはるねんな、当たり前やなど、  
まあ思わはるだろうと思います。

これが、いや、今度変わってほかのプロジェクトチームになるという  
のやったら、それは、このここ空けるかまたはそういうことを言わなあ  
かんのではないかなと思いますけどね。

委員長 木澤委員。

木澤委員 申込みがあって、それで議会運営委員会を開くことがちょっともう困  
難やと、大変やということになっていくのであれば、議会運営委員会を  
開かなくても決定ができるよという組織をきちっと明確にして、それで  
そこで諮るっていうことで提案して了承いただければ、それは別にそれ  
で今の段階でもできる話やと思いますので。

だから、そういうご意見出ているんだったら、そういう方向でちょっ  
とまとめてここ書き換えるということで、別に問題ないと思うんですけ  
ども。

委員長 ちょっと第2条。

ちょっと休憩します。

( 午後 1時58分 休憩 )

( 午後 2時18分 再開 )

委員長 再開いたします。

休憩中にいろいろと今まで議論してきたことの修正等加えていただき  
ました。そのことで、修正した実施要領案を最後の3月議会の初日に委  
員長報告で全議員に報告し、また、意見をいただき、開会中の議会運営  
委員会で確認していきたいと、そのように思います。

その中で、付則につきましては、この要領は、平成26年4月1日から運用すると。それと、重要なことを言い忘れていましたが、休憩中での話で、第2条については、第2条1項として、「住民懇談会の開催を希望する各種団体等は、斑鳩町議会住民懇談会申込書（別記様式①）を議長に提出する。」、2項として、「住民懇談会は、議長に開催の申込みがあった場合において、各常任委員長及び議会運営委員長で構成する住民懇談会検討委員会に諮って開催を決定する。」、第3項はそのまま、「住民懇談会は、原則として町議会定例会閉会中に開催する。」。このように確認いたしましたので、こういう流れでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

ありがとうございます。

それでは、実施要領についてはこれで終わります。

14時40分まで休憩いたします。

（ 午後 2時20分 休憩 ）

（ 午後 2時40分 再開 ）

委員長

再開いたします。

次に、（4）委員会中心主義審査についてを議題といたします。

前回の議会運営委員会で、私のほうから提案させていただきまして、委員会中心主義審査における議員定数と常任委員会委員の定数、またこの件につきましては、議員定数検討特別委員会でいろいろと議論となっております。このことについて、議会運営委員会として一つの方向付けというんですか、結論を出していかなければならない状態になっておりますので、皆さんにこのことについて、いろいろ研究をしておいてほしいということで申しあげておりましたが、もう少し具体的に説明させていただきますと、9月18日の議員定数検討特別委員会で委員長のほうから、13人の議員定数で議長を除いて12人、それで委員が6人やったら半数やと。今の現状も15人で議長を除いて14人の7で半数や



と。そうしたら、今のも委員会中心主義ではないということなんですかということで、中川委員長から聞かれましたので、私はこれは違うということをお願いしていました。そのことについてもいろいろ議論がありましたが、私は、この検討特別委員会での議題から外れていきますので、その際、もうそれから深く話はしなかったんですが、12月の特別委員会で結論が出まして、そして検討特別委員長も広報の中でも、委員会中心主義の議会のあり方としてどうなのか、そういうことも提案されておりますし、また、賛成討論者の中でも、議会の機能を低下させないように議会運営委員会で議論を重ねていくと、そういうことも大事だということも述べておられますし、私もそのことで前回の議会運営委員会でこういうことを提案させていただいております。

それらを踏まえて、委員会中心主義の審査というものはどういうものであるのかということを確認して、今とっていかなければいけないことがこの斑鳩町議会にあると思いますので、前回のときにいろいろ研究しておいてほしいということをお願いしておりましたが、この議会の定数、例えば、今の15人の定数の中で7人の委員会がそれでさせております。今年の5月からですかね、そういう具合にして運営しておりますが、このことが果たして委員会中心主義として妥当なものであるのかということを検討していきたいと思っておりますので、そのことについて、まあ、運営はできています、確かに。それが果たして委員会中心主義ということに合致しているのかということを検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

このことについて何か、資料等で見ていただいている範囲の中で何か、大丈夫やというような意見とか、いや、やはり改善すべきだということがありましたら、お伺いいたしたいと思っております。

何かございませんか。

( な し )

委員長

そうしたら、私のほうで少し議員必携等の中から抜粋してきた資料等も作成しておりますので、暫時休憩して、配布させていただきます。

( 午後 2時45分 休憩 )

( 午後 2時46分 再開 )

委員長

再開いたします。

ただいま配布させていただきましたのは、議員必携の中の委員会制度の意義ということで、少し読み上げさせていただきます。

「案件が増加し、複雑多岐になるにつれて、詳細な審議を尽くすことが困難になってくる。それとともに、運営も形式に流されてしまうことになり、かえって議会の権威を落としていくことになる。」

私はまあ、斑鳩の町議会がそういう形に陥ってしまうことは残念だと思えますし、今までの先輩議員も、委員会制度を活用ということを盛んにやってきましたので、委員会中心主義を継続していくということは、議員皆さんも異存はないことやと思えますので、この中段から後ろにも書いてありますが、「委員会制度は、このような欠陥を補完して、審議の実を挙げるため工夫されたもので、それぞれ専門部門別に審査を分担するものであ」と、まあ委員会制度の意義ということがこのように解説されております。

そして、73ページには9番として、委員会審査独立の原則ということで、「委員会は、本会議の下審査機関であり、予備的審査機関であって、本会議と密接な関係にある。しかしながら、付託された案件の審査については全く独自の立場に立って、独立した見解で審査を行い、本会議からなんらの干渉や制約も受けないというのが、委員会審査独立の原則である。この原則から、本会議は、委員会に付託した案件について、可決すべきもの、あるいは修正すべきものと結論を出して報告せよというような条件を付けることは許されない。ただ、この原則に反しているように見受けられるのが、付託案件についての審査期限を本会議で付けることができる規定である。これは、審査の実質には関係のない時間的形式的な制約であって、あくまでも審査能率を確保するためやむを得ないものと理解すべきである。」

そして、「この原則を逆に本会議の側から考えると、本会議は、委員

会の審査結果によって拘束は受けないということになる。したがって、委員会の決定と本会議の議決が相反する結果となることもあり得ることになる。」

いろいろその、半数の委員会があれば、私はこれは解説から見れば、委員会審査独立の原則、このことにまあ抵触してくるんじゃないかなと、そのように思います。

それで、いろいろ委員会中心主義のことで特別委員会でもいろいろ議題になって、いろいろな発言もありましたが、確かに委員会は専門的に深く掘り下げていくための委員会だという。ただ、本会議がその委員会に付託しているということにおいては、この、後で申しあげました委員会審査独立の原則、この点から考えれば、現在の15名の定数、それで7名の委員会を構成して委員会条例を改正してある、このことは直ちに改正しなければいけないだろうと、そのように思っておりますので、その点についてのご意見をお伺いいたしたいなと、そのように思います。  
木澤委員。

木澤委員　今回、このテーマで議論をしていこうということで、前回、委員長のほうから提案がありまして、それで具体的にこうして資料もつけて、こういう趣旨で議論をしていきたいということで提案いただきまして、それについては委員の皆さんもいろいろお考えをお持ちでしょうけども、また改めてこうして具体的に出していただいた意見に対してどう考えるかということについては、ちょっとまた時間とっていただいて、それでまあ、きょうは提案をしていただいたんで、また日を改めて議論をしていってはいかがかなというふうに思うんですが。

委員長　　どうですか。

( 「それで結構です。」 と呼ぶ者あり )

委員長　　副委員長からもそういう意見なんですけど、今、私のほうから配布させていただいたものについては、今のこの斑鳩町議会の委員会条例の改正

までもっていかなければいけないだろうということから、資料を更につけさせていただいております。

きょう、もうちょっと早い時間からこのことに入れたら、きょう中にもいろいろな結論を出していただけるのかなと思っておりましたので、まあ時間も押してきておりますし、午前中から皆さんに活発な意見もいただいて、私もちょっと風邪気味で疲れておりますし、できましたらきょうもうこのまま散会させていただいて、それで、この件を3月の本会議の初日の全協に議会運営委員会として提案をさせていただかなければ、3月の本会議で条例改正ということをしておかなければ、5月の委員会構成の改選についてはできないということになってきますので、後日、来週、もう一度この議会運営委員会を開催させていただきたいと、そのように思いますので。

ちょっと、暫時休憩します。

( 午後 2時53分 休憩 )

( 午後 2時55分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

27日、9時から、議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、きょうの審議は以上で終わります。

次に、②その他についてを議題といたします。

委員の皆さんのほうから何かございましたらお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長

では、議長のほうから何かございませんか。

( な し )

委員長 事務局からは。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 すみません。まず1点目ですけれども、本日議論いたしました付議予定議案の日程の、議事日程の関係でございますけれども、最後のページ、最終日ですね、最終日が3月の26日と書いておりますけれども、これは25日の誤りでございますので、お詫びを申しあげまして、訂正方よろしくお願ひしたいと思います。25日に訂正をお願ひしたいと思います。議事日程のほうですね。

すみません。もう1点ございまして、一昨日ですね、長野県飯島町の議会事務局のほうから連絡がございまして、昨年3月に飯島町の議会議員の改選がございました。そしてまた、斑鳩町とは2年ごとに交互に行き来をするというような、初めたときのいきさつがございまして。そういったことで、ことしの秋、できれば10月中旬から11月中旬ぐらいまでの間で斑鳩町を訪問したいということで連絡がございました。

またこれにつきましては、期日が迫ってまいりましたときにですね、飯島町議会とも調整をしながら、また皆さんにご報告、あるいは相談をさせていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。

本日はまあ、長時間にわたっていろいろ議論をしていただきまして、ありがとうございます。委員長としていろいろ反省することばかりなんです。なかなか、こちらで用意したことが、説明不足もありましてなかなか進んでいかなかって、また27日に皆さま方に再度集まっていたかなければいけないような状態になりまして、申しわけないと思っております。

この、今お渡ししましたことをまたしっかり勉強していただいて、斑鳩町議会としてそういう委員会中心主義を名乗っている限り、それらを是正しておくのが私らの今の使命だとも思っておりますので、よろしく次回には意見をいただいて、身をもって示していかなければいけないと

思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午後 2時59分 閉会 )